

(平成23年6月10日)

# 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

## ～目次～

### I 議 題

#### (1) 審議品目

##### ○添加物として新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定

- ・ピロール . . . . . 1
- ・イソキノリン . . . . . 5

##### ○ポジティブリスト制度関係（動物用医薬品）

- ・モネパンテル  
（インポートトレランス（IT）申請に伴う残留基準の設定） . . . . . 9

#### (2) 報告品目

##### ○ポジティブリスト制度関係

###### 【農薬】

- ・メフェンピルジエチル（暫定基準の見直し） . . . . . 13
- ・ピコリナフェン（暫定基準の見直し） . . . . . 17
- ・アシフルオルフェン（暫定基準の見直し） . . . . . 21
- ・ラクトフェン（暫定基準の見直し） . . . . . 25
- ・フェンチオン（暫定基準の見直し+魚介類） . . . . . 29
- ・ペンディメタリン（暫定基準の見直し+適用拡大） . . . . . 33
- ・ジチアノン（暫定基準の見直し+適用拡大  
+インポートトレランス（IT）申請） . . . . . 39

##### ○ポジティブリスト制度関係

###### 【動物用医薬品】

- ・カラゾロール（暫定基準の見直し） . . . . . 43
- ・レバミゾール（暫定基準の見直し） . . . . . 47
- ・メベンダゾール（暫定基準の見直し） . . . . . 51

### (3) 文書配布による報告品目等

#### ○ポジティブリスト制度関係

##### 【農薬】

・チオベンカルブ（魚介類）	55
・エチプロール（適用拡大）	59
・イソプロチオラン（適用拡大）	63
・ヨウ化メチル（適用拡大）	67
・フルベンジアミド（適用拡大+インポートトレランス（IT）申請）	71
・イミダクロプリド（適用拡大+インポートトレランス（IT）申請）	75

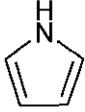
#### ○その他

・常温保存可能品に係る乳等省令の改正について	83
・平成23年度輸入食品監視指導計画について	87

## II 報告事項（別冊）

○魚介類中の放射性物質の暫定規制値について	1
○食品中の放射性物質のこれまでの検査の状況及び対応について	7
○飲食チェーン店での腸管出血性大腸菌食中毒の発生状況及び対応について	25
○生食用生鮮食品による病因物質不明有症事例について	35
○食品安全に係るリスクコミュニケーションについての厚生労働省の取組の概要 （平成22年度）	44
○食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について	49

ピロール

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	コーヒー、タマリンド、麦芽等の食品に含まれ、牛肉、鶏肉、バカガイ等の加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、肉製品、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、朝食シリアル類、ソフト・キャンデー類等の様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ 0.01 μg ~ 0.1 μg になると推定される。本推定摂取量と 90~91 日間反復投与毒性試験における雌の無毒性量 (0.03mg/kg 体重/日) から安全マージン (20,000~200,000) が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申 (案)

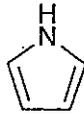
1. ピロールについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. ピロールの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

ピロール  
Pyrrole



C<sub>4</sub>H<sub>5</sub>N

分子量 67.09

Pyrrole [109-97-7]

含 量 本品は、ピロール (C<sub>4</sub>H<sub>5</sub>N) 98.0 %以上を含む。

性 状 本品は、無～黄色の透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

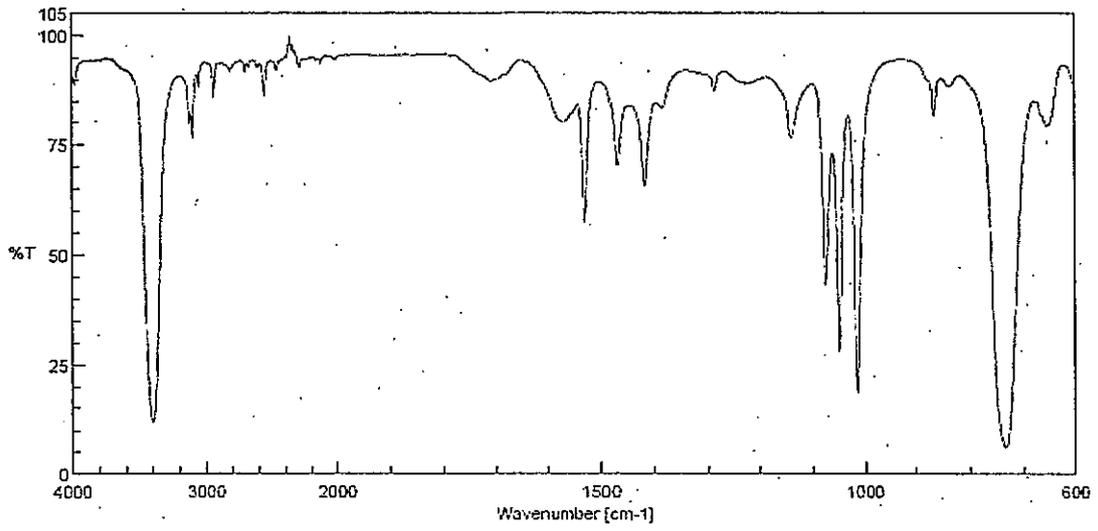
純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.507 \sim 1.511$

(2) 比重  $d_{25}^{25} = 0.955 \sim 0.975$

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

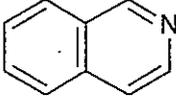
# 参照赤外吸収スペクトル

ピロロール





## イソキノリン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	かつおぶし、牛乳といった食品中に存在する成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、清涼飲料、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、ソフト・キャンデー類、アルコール飲料などの様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ 0.01 μg ~ 0.05 μg になると推定される。本推定摂取量と 90 日間反復投与毒性試験における無毒性量 (3mg/kg 体重/日) から安全マージン (3,000,000 ~ 15,000,000) が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

### 答申（案）

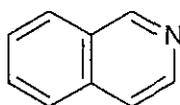
1. イソキノリンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. イソキノリンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

### 使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

### 成分規格

イソキノリン  
Isoquinoline



$C_9H_7N$

分子量 129.16

Isoquinoline [119-65-3]

含 量 本品は、イソキノリン ( $C_9H_7N$ ) 97.0 %以上を含む。

性 状 本品は、無～淡黄色の液体又は固体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。なお、固体の場合は 40°Cの水浴中で加温して融解し、試料とする。

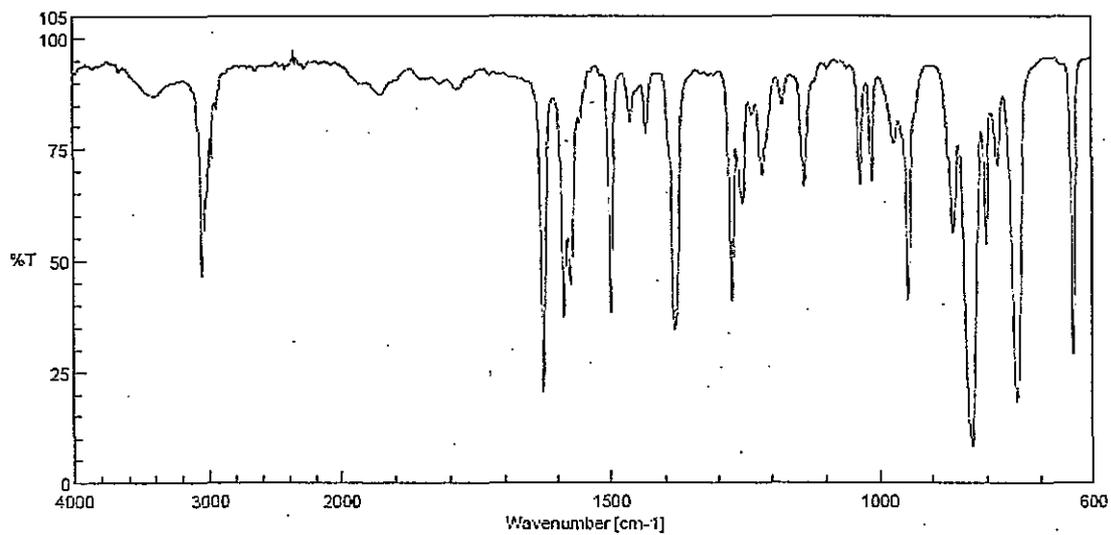
純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{30} = 1.618 \sim 1.624$

(2) 比重  $d_{30}^{30} = 1.093 \sim 1.099$

定量法 本品 0.1g を量り、エタノール 1ml を加えて溶かし、香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。ただし、カラム温度は、150°Cから毎分 5°Cで昇温し、230°Cに到達後、24分間保持する。

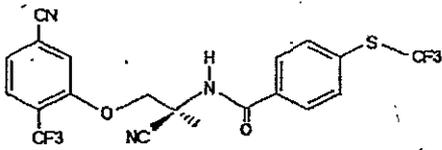
# 参照赤外吸収スペクトル

イソキリン





## モネパンテル (Monepantel)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があったもの										
構造式	 <p>モネパンテル</p>										
適用動物/用途	羊/寄生虫駆除剤										
作用機構	線虫の神経筋に対してきわめて迅速かつ強力な浸透作用を有し、線虫に特異的なニコチン型アセチルコリン受容体と結合することにより虫体を麻痺させる。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EU 及びニュージーランドにおいて羊及び山羊に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.001mg/kg 体重/日 [設定根拠] 78週間、発がん性試験 (マウス・混餌) 最小毒性量 1mg/kg 体重/日 (発がん性は認められなかった) 安全係数 1,000										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: モネパンテルスルホン										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>5.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	6.0	幼小児 (1~6歳)	4.3	妊婦	5.7	高齢者 (65歳以上)	5.9
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	6.0										
幼小児 (1~6歳)	4.3										
妊婦	5.7										
高齢者 (65歳以上)	5.9										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定。										
答申案	別紙 2 のとおり。										

## モネパンテル

食品名	基準値(案) <sup>*4、*5</sup> ppm	EU ppm	ニュージー ランド ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>*1</sup> の筋肉	0.7	0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7	7	7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 <sup>*2、*3</sup>	5		

- \*1: その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- \*2: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- \*3: 食用部分については、肝臓の値を参照した。
- \*4: EU 及びニュージーランドの羊の基準値を参照した。
- \*5: モネパンテルスルホンとして。

答申(案)

モネパンテル

食品名	残留基準値* <sup>3</sup> ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物* <sup>1</sup> の筋肉	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分* <sup>2</sup>	5

\*1: その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。

\*2: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

\*3: モネパンテルスルホンとして。



メフェンピルジエチル (Mefenpyr-diethyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／薬害軽減剤										
作用機構	麦類作物におけるアリルプロピオン酸系除草剤（フェノキサプロップ等）やスルホニルウレア系除草剤の代謝を促進することにより、除草剤の有害作用から作物を保護する。										
適用作物／適用雑草等	小麦／Annual ryegrass ( <i>Lolium rigidum</i> ) 等、大麦／Wild oats ( <i>Avena</i> spp.) 等										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小麦、大麦、畜産物等に、豪州において穀類、畜産物に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI）0.028 mg/kg 体重/day [設定根拠] 18ヶ月発がん性試験（マウス・混餌） 無毒性量 2.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メフェンピルジエチルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.4	幼小児（1～6歳）	0.9	妊婦	0.4	高齢者（65歳以上）	0.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.4										
幼小児（1～6歳）	0.9										
妊婦	0.4										
高齢者（65歳以上）	0.3										
意見聴取の状況	平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施 平成23年3月8日～4月6日パブリックコメント実施 平成23年3月25日～5月24日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.01				
小麦	0.05	0.03			0.05 <sup>1</sup> アメリカ	【<0.01(n=22)(#)(米国)】
大麦	0.05	0.03			0.05 <sup>1</sup> アメリカ	【<0.01(n=12)(#)(米国)】
ライ麦	0.01	0.01			0.01 <sup>1</sup> オーストラリア	【<0.01(n=3)(#)(豪州)】
とうもろこし	0.01	0.01			0.01 <sup>1</sup> オーストラリア	【豪州小麦、大麦、ライ麦、ライ小麦参照】
そば	0.01	0.01			0.01 <sup>1</sup> オーストラリア	【豪州小麦、大麦、ライ麦、ライ小麦参照】
その他の穀類	0.01	0.01			0.01 <sup>1</sup> オーストラリア	【<0.01(#)(豪州:ライ小麦)】
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.08				
豚の肝臓		0.08				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.08				
牛の腎臓		0.08				
豚の腎臓		0.08				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.08				
牛の食用部分		0.08				
豚の食用部分		0.08				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.08				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申 (案)

(別紙2)

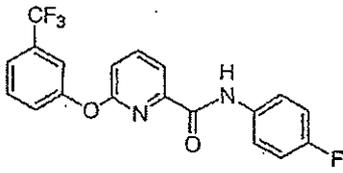
メフェンピルジエチル

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.01
とうもろこし	0.01
そば	0.01
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.01

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。



ピコリナフェン(Picolinafen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	アリールオキシピコリンアミド系除草剤である。カロチノイド生合成において、脱水素酵素を阻害することにより、植物の生育を阻止すると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	小麦、大麦／Wild radish 等										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。カナダにおいて小麦及び大麦に、オーストラリアにおいて米、えんどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.007 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 最小毒性量 1.4 mg/kg 体重/day 安全係数 200										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピコリナフェンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1366 1412 1668"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	1.7	幼小児 (1~6 歳)	3.8	妊婦	1.6	高齢者 (65 歳以上)	1.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	1.7										
幼小児 (1~6 歳)	3.8										
妊婦	1.6										
高齢者 (65 歳以上)	1.2										
意見聴取の状況	平成 23 年 5 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦	0.05	0.04			0.05 <sup>1</sup> カナダ	【<0.05(n=20)(カナダ)】
大麦	0.05	0.04			0.05 <sup>1</sup> カナダ	【<0.05(n=16)(カナダ)】
ライ麦	0.02	0.02			0.02 <sup>1</sup> オーストラリア	【<0.02(#)(各n=5)(オーストラリア 小麦、大麦、オート麦 参照)】
とうもろこし	0.02	0.02			0.02 <sup>1</sup> オーストラリア	【<0.02(#)(各n=5)(オーストラリア 小麦、大麦、オート麦 参照)】
そば	0.02	0.02			0.02 <sup>1</sup> オーストラリア	【<0.02(#)(各n=5)(オーストラリア 小麦、大麦、オート麦 参照)】
その他の穀類	0.02	0.02			0.02 <sup>1</sup> オーストラリア	【<0.02(#)(各n=5)(オーストラリア 小麦、大麦、オート麦 参照)】
えんどう	0.02	0.02			0.02 <sup>1</sup> オーストラリア	【<0.02(#)(n=5)(オーストラリア)】
その他の豆類		0.02				
その他のスパイス		0.02				
牛の筋肉		0.02				
豚の筋肉		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.02				
牛の脂肪		0.02				
豚の脂肪		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.02				
その他の家きんの筋肉		0.02				
鶏の脂肪		0.02				
その他の家きんの脂肪		0.02				
鶏の肝臓		0.02				
その他の家きんの肝臓		0.02				
鶏の腎臓		0.02				
その他の家きんの腎臓		0.02				
鶏の食用部分		0.02				
その他の家きんの食用部分		0.02				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

(別紙2)

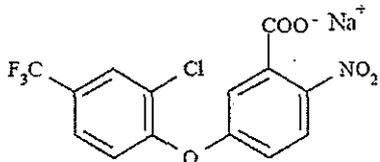
ピコリナフェン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.02
とうもろこし	0.02
そば	0.02
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.02
えんどう	0.02

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。



アシフルオルフェン (Acifluorfen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	ジフェニルエーテル系除草剤である。プロトポルフィリノーゲンオキシダーゼ阻害剤であり、茎葉及び根に取り込まれるが、そこから他の部位への移行はほとんどない選択性接触型除草剤であると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	大豆／一年生雑草等										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国において米、らっかせい等に、カナダにおいて大豆に、豪州においてらっかせい、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 1.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アシフルオルフェンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="563 1462 1412 1765"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	1.4	幼小児 (1~6 歳)	3.0	妊婦	1.1	高齢者 (65 歳以上)	1.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	1.4										
幼小児 (1~6 歳)	3.0										
妊婦	1.1										
高齢者 (65 歳以上)	1.5										
意見聴取の状況	平成 23 年 5 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
大豆	0.1	0.1			0.1 アメリカ	【<0.05(米国)】
小豆類		0.1				
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
らっかせい	0.1	0.08			0.1 アメリカ	【<0.05(米)】
その他の豆類		0.1				
未成熟えんどう	0.1	0.1			0.1 オーストラリア	【豪州未成熟いんげん参照】
未成熟いんげん	0.1	0.1			0.1 オーストラリア	【<0.01,<0.01(n=2),<0.01(豪州)】
えだまめ	0.1	0.1			0.1 オーストラリア	【豪州未成熟いんげん参照】
その他の野菜	0.1	0.1			0.1 オーストラリア	【豪州未成熟いんげん参照】
いちご		0.05				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.06				
豚の肝臓		0.06				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.06				
牛の腎臓		0.06				
豚の腎臓		0.06				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.06				
牛の食用部分		0.1				
豚の食用部分		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.02				
鶏の筋肉		0.02				
その他の家きんの筋肉		0.02				
鶏の脂肪		0.02				
その他の家きんの脂肪		0.02				
鶏の肝臓		0.06				
その他の家きんの肝臓		0.06				
鶏の腎臓		0.06				
その他の家きんの腎臓		0.06				
鶏の食用部分		0.06				
その他の家きんの食用部分		0.06				
鶏の卵		0.02				
その他の家きんの卵		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

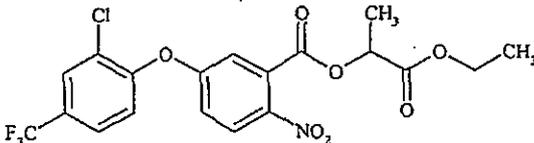
アシフルオルフェン

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.1
らっかせい	0.1
未成熟えんどう	0.1
未成熟いんげん	0.1
えだまめ	0.1
その他の野菜 <sup>注1)</sup>	0.1

注1)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。



ラクトフェン(Lactofen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	ジフェニルエーテル系除草剤である。プロトポルフィリノーゲンオキシダーゼを阻害することにより作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	大豆、らっかせい/広葉雑草										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国において大豆、らっかせい、綿実等に、EUにおいて柑橘類、アーモンド等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.0079 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 0.79 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：ラクトフェンとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="564 1335 1414 1630"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.1	幼小児 (1~6 歳)	0.3	妊婦	0.1	高齢者 (65 歳以上)	0.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児 (1~6 歳)	0.3										
妊婦	0.1										
高齢者 (65 歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成 23 年 5 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.01	0.05			0.01   アメリカ	【<0.01(n=7), <0.01(n=1) (米 国)】
らつかせい	0.01	0.01			0.01   アメリカ	【<0.01(n=16) (#) (米国)】
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
その他の野菜		0.05				
綿実	0.01	0.01			0.01   アメリカ	【<0.01(n=14) (#) (米国)】
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申 (案)

(別紙2)

ラクトフェン

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.01
らつかせい	0.01
綿実	0.01



フェンチオン (Fenthion)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼを失活させることでシナプスのアセチルコリン濃度を上昇させ、神経の異常興奮を起こさせて殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲、ばれいしょ等/ウンカ類、カメムシ類										
我が国の登録状況	稲、ばれいしょ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準はかんきつ類果実、オリーブ等に設定されている。 EUにおいてかんきつ類果実、オリーブ等、オーストラリアにおいてうり科野菜、かんきつ類果実等について基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0023 mg/kg 体重/day [設定根拠] 4週間 反復投与 (ヒト・経口) 無毒性量 0.07 mg/kg 体重/day 安全係数 30										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェンチオン並びに代謝物B、C、D、E及びFとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>58.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>32.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	29.7	幼小児 (1~6 歳)	58.3	妊婦	23.8	高齢者 (65 歳以上)	32.5
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	29.7										
幼小児 (1~6 歳)	58.3										
妊婦	23.8										
高齢者 (65 歳以上)	32.5										
意見聴取の状況	平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施 平成23年3月8日~4月6日パブリックコメントを実施 平成23年3月25日~5月24日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.05	○	0.05		0.010,0.088(\$)
とうもろこし						
大豆	0.05	0.02	○			<0.012,<0.012
小豆類	0.1	0.02	○			0.013,0.021
ばれいしよ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かんしよ	0.1	0.02	○			0.016,<0.015
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.02	○			<0.028
さとうきび	0.3	0.02	○			<0.014(#),0.052(#)(\$)
トマト						
ピーマン						
なす						
その他のなす科野菜						
きゅうり(ガーキンを含む。)						
かぼちや(スカッシュを含む。)						
しろりり						
すいか						
メロン類果実						
まくわり						
その他のりり科野菜						
オクラ						
マッシュルーム						
しいたけ						
その他のきのこ類						
みかん				2		
なつみかんの果実全体	2			2		
レモン	2			2		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2			2		
グレープフルーツ	2			2		
ライム	2			2		
その他のかんきつ類果実	2			2		
りんご						
日本なし						
西洋なし						
マルメロ						
びわ						
もも						
ネクタリン	1				5 <sup>1</sup> オーストラリア	[0.6/0.33](オーストラリア)
あんず(アブリコットを含む)						
すもも(プルーンを含む)	3				5 <sup>1</sup> オーストラリア	[1.3](オーストラリア)
うめ						
おうとう(チェリーを含む)	2			2		
ぶどう						
かき	1				2 <sup>1</sup> オーストラリア	[0.36](オーストラリア)
バナナ						
キウイ	5				5 <sup>1</sup> オーストラリア	[1.51](オーストラリア)
パパイヤ						
アボカド	0.05				5 <sup>1</sup> オーストラリア	[0.01](オーストラリア)
パイナップル						
グアバ						
マンゴー	0.7				5 <sup>1</sup> オーストラリア	[0.30](オーストラリア)
パッションフルーツ						
その他の果実	1			1		
その他のスパイス						

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.6				
豚の筋肉		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.2				
牛の脂肪		0.1				
豚の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.2				
牛の肝臓		0.6				
豚の肝臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.2				
牛の腎臓		0.6				
豚の腎臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2				
牛の食用部分		0.6				
豚の食用部分		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.2				
乳		0.2				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				
魚介類	0.08		申			推:0.071
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)	1			1		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。  
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。  
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申（案）

（別紙2）

フェンチオン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.3
大豆	0.05
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.1
ばれいしよ	0.05
かんしよ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.2
さとうきび	0.3
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 <sup>注2)</sup>	2
ネクタリン	1
すもも(ブルーンを含む。)	3
おうとう(チェリーを含む。)	2
かき	1
キウイ	5
アボカド	0.05
マンゴー	0.7
その他の果実 <sup>注3)</sup>	1
魚介類	0.08
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)	1

今回基準値を設定するフェンチオンとは、全P=S体【フェンチオン、代謝物B(フェンチオンスルホキシド)及び代謝物C(フェンチオンスルホン)の和】をフェンチオンに換算したものと及び全P=O体【代謝物D(フェンチオンオキソン)、代謝物E(フェンチオンオキソンスルホキシド)及び代謝物F(フェンチオンオキソンスルホン)の和】をフェンチオンに換算したものの和をいう。

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

ペンディメタリン (Pendimethalin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	<chem>CCN(CC)c1c(C)c(C)cc([N+](=O)[O-])c1[N+](=O)[O-]</chem>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	ジトロアニン系除草剤である。雑草の発芽又は発生時に幼根又は幼芽部に作用し、生長点の細胞分裂及び細胞伸長を阻害することにより、生長を抑制し枯死させる。										
適用作物／適用雑草等	はくさい、ぶどう／一年生雑草等										
我が国の登録状況	はくさい、ぶどう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてソルガム、アルファルファ等に、オーストラリアにおいてごぼう、ほうれんそう、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.12 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (イヌ・経口) 無毒性量 12.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ペンディメタリンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	2.5	幼小児 (1~6 歳)	4.7	妊婦	2.1	高齢者 (65 歳以上)	2.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	2.5										
幼小児 (1~6 歳)	4.7										
妊婦	2.1										
高齢者 (65 歳以上)	2.3										
意見聴取の状況	平成 23 年 5 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			
小麦	0.2	0.2	○			
大麦	0.2	0.2	○			
ライ麦	0.2	0.2	○			
とうもろこし	0.2	0.2	○			
その他の穀類	0.1	0.1	○		0.1 アメリカ	【<0.05(#)(n=4) (ソルガム種子)(米 国)】
大豆	0.2	0.2	○			
小豆類	0.05	0.05				
えんどう	0.1	0.1				
そら豆	0.1	0.1				
らっかせい	0.2	0.2	○			
その他の豆類	0.1	0.1				
ばれいしょ	0.2	0.2	○			
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2	0.2	○			
かんしょ	0.05	0.05				
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○			
こんにやくいも	0.2	0.2	○			
その他のいも類	0.05	0.05				
てんさい	0.05	0.05				
さとうきび	0.1	0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05	0.05				
かぶ類の根	0.05	0.05				
かぶ類の葉	0.05	0.05				
西洋わさび	0.05	0.05				
クレソン	0.05	0.05				
はくさい	0.2	0.2	○			
キャベツ	0.2	0.2	○			
芽キャベツ	0.2	0.2				
ケール	0.05	0.05				
こまつな	0.05	0.05				
きょうな	0.05	0.05				
チンゲンサイ	0.05	0.05				
カリフラワー	0.05	0.05	○			
ブロッコリー	0.05	0.05				
その他のあぶらな科野菜	0.05	0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク	0.05	0.05				
チコリ	0.05	0.05				
エンダイブ	0.05	0.05				
しゅんぎく	0.05	0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2	0.2	○			
その他のきく科野菜	0.05	0.05	○			
たまねぎ	0.2	0.2	○			
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○			
にんにく	0.2	0.2	○			
にら	0.05	0.05	○			
アスパラガス	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01 <0.01,<0.01
わけぎ	0.05	0.05				
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(らっきょう)
にんじん	0.2	0.2	○			
パースニップ		0.05				
パセリ	0.2		申			0.02,0.03(\$)
その他のせり科野菜	0.2	0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	0.05	0.05				
なす	0.05	0.05				
その他のなす科野菜	0.05	0.05				
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.1	0.1	申			<0.01,0.02
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわり		0.1				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
未成熟えんどう	0.05	0.05				
未成熟いんげん	0.05	0.05				
えだまめ	0.2	0.2	○			
その他の野菜	0.1	0.08			0.1 アメリカ	【<0.05(#)(n=5)(アルファルファ種子)(米 国)】
みかん	0.05	0.05				
なつみかんの果実全体	0.05	0.05				
レモン	0.05	0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05	0.05				
グレープフルーツ	0.05	0.05				
ライム	0.05	0.05				
その他のかんきつ類果実	0.05	0.05				
りんご	0.1	0.1	○			
日本なし	0.1	0.1	○			
西洋なし	0.1	0.1	○			
マルメロ	0.05	0.05				
びわ	0.05	0.05				
もも	0.05	0.05				
ネクタリン	0.05	0.05				
あんず(アプレコットを含む。)	0.05	0.05				
すもも(プルーンを含む。)	0.05	0.05				
うめ	0.05	0.05				
おうとう(チェリーを含む。)	0.05	0.05				
いちご	0.05	0.05				
ラズベリー	0.05	0.05				
ブラックベリー	0.05	0.05				
ブルーベリー	0.05	0.05				
クランベリー	0.05	0.05				
ハグゲルベリー	0.05	0.05				
その他のベリー類果実	0.05	0.05				
ぶどう	0.1	0.1	○			<0.005,0.015(\$)
かき	0.05	0.05				
バナナ	0.05	0.05				
キウイ	0.05	0.05				
パパイヤ	0.05	0.05				
アボカド	0.05	0.05				
パイナップル	0.05	0.05				
グアバ	0.05	0.05				
マンゴー	0.05	0.05				
パッションフルーツ	0.05	0.05				
なつめやし	0.05	0.05				
その他の果実		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ひまわりの種子	0.1	0.1				
ごまの種子	0.05	0.05				
べにばなの種子	0.05	0.05				
綿実	0.1	0.1				
なたね	0.05	0.05				
その他のオイルシード	0.05	0.05				
ぎんなん	0.05	0.05				
くり	0.05	0.05				
ペカン	0.05	0.05				
アーモンド	0.05	0.05				
くるみ	0.05	0.05				
その他のナッツ類	0.05	0.05				
その他のスパイス		0.2				
その他のハーブ		0.2				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.01				
豚の肝臓		0.01				
その他陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓		0.01				
豚の腎臓		0.01				
その他陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分		0.01				
豚の食用部分		0.01				
その他陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.01				
その他家さんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他家さんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他家さんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他家さんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他家さんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家さんの卵		0.01				
魚介類	0.3		申			推:0.28
ミネラルウォーター類	0.02	0.02		0.02 <sup>(注)</sup>		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

注)：WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定 (Guideline Value:WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起ささない濃度を示す。

ペンディメタリン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.2
小麦	0.2
大麦	0.2
ライ麦	0.2
トウモロコシ	0.2
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.1
大豆	0.2
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.05
えんどう	0.1
そらまめ	0.1
らっかせい	0.2
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.1
ばれいしよ	0.2
さといも類(やつがらしを含む。)	0.2
かんしよ	0.05
やまいも	0.2
こんにやくいも	0.2
その他のいも類 <sup>注4)</sup>	0.05
てんさい	0.05
さとうきび	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	0.05
クレソン	0.05
はくさい	0.2
キャベツ	0.2
芽キャベツ	0.2
ケール	0.05
こまつな	0.05
きょうな	0.05
チンゲンサイ	0.05
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.05
その他のあぶらな科野菜 <sup>注5)</sup>	0.05
アーティチョーク	0.05
チコリ	0.05
エンダイブ	0.05
しゆんぎく	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2
その他のきく科野菜 <sup>注6)</sup>	0.05
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.2
にんにく	0.2
にら	0.05
アスパラガス	0.05
わけぎ	0.05
その他のゆり科野菜 <sup>注7)</sup>	0.05
にんじん	0.2
パセリ	0.2
その他のせり科野菜 <sup>注8)</sup>	0.2
トマト	0.05
なす	0.05
その他のなす科野菜 <sup>注9)</sup>	0.05
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.1
未成熟えんどう	0.05
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.2
その他の野菜 <sup>注10)</sup>	0.1
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	0.05
レモン	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05
グレープフルーツ	0.05
ライム	0.05
その他のかんきつ類果実 <sup>注11)</sup>	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ベギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

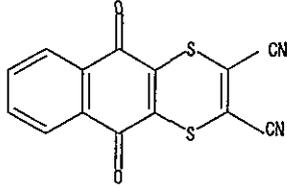
りんご	0.1
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
マルメロ	0.05
びわ	0.05
もも	0.05
ネクタリン	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	0.05
すもも(プルーンを含む。)	0.05
うめ	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	0.05
いちご	0.05
ラズベリー	0.05
ブラックベリー	0.05
ブルーベリー	0.05
クランベリー	0.05
ハックルベリー	0.05
その他のベリー類果実 <sup>注12)</sup>	0.05
ぶどう	0.1
かき	0.05
バナナ	0.05
キウイ	0.05
パパイヤ	0.05
アボカド	0.05
パイナップル	0.05
グアバ	0.05
マンゴー	0.05
パッションフルーツ	0.05
なつめやし	0.05
ひまわりの種子	0.1
ごまの種子	0.05
べにばなの種子	0.05
綿実	0.1
なたね	0.05
その他のオイルシード <sup>注13)</sup>	0.05
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 <sup>(注14)</sup>	0.05
魚介類	0.3
ミネラルウォーター類	0.02

注12) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注14) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

ジチアノン(Dithianon)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	キノン系殺菌剤である。酵素の SH 基と不可逆的に反応して、菌の代謝経路を阻害することによって殺菌作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	かんきつ/黒点病、りんご/輪紋病等										
我が国の登録状況	かんきつ、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	おうとう、ホップ等に国際基準が設定されている。米国において仁果類、ぶどう等に、EUにおいてかんきつ類、仁果类等、オーストラリアにおいて果実類、ニュージーランドにおいて仁果類、核果類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ジチアノンとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="555 1534 1401 1832"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>21.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>59.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>19.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	21.3	幼小児 (1~6 歳)	59.6	妊婦	18.1	高齢者 (65 歳以上)	19.7
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	21.3										
幼小児 (1~6 歳)	59.6										
妊婦	18.1										
高齢者 (65 歳以上)	19.7										
意見聴取の状況	平成 23 年 5 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3	0.5	○			0.08(\$),0.01
かぶ類の根		0.1				
かぶ類の葉		0.5				
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.5				
はくさい	0.5	0.5	○			0.05,0.14(\$)
キャベツ		0.5				
芽キャベツ		0.5				
ケール		0.5				
こまつな		0.5				
きょうな		0.5				
チンゲンサイ		0.5				
カリフラワー		0.5				
ブロッコリー		0.5				
その他のあぶらな科野菜		0.5				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.5				
チコリ		0.5				
エンダイブ		0.5				
しゅんぎく		0.5				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.5				
その他のきく科野菜		0.5				
ねぎ(リーキを含む。)		0.5				
にら		0.5				
アスパラガス		0.5				
わけぎ		0.5				
その他のゆり科野菜		0.5				
にんじん		0.1				
パースニップ		0.1				
パセリ		0.5				
セロリ		0.5				
みつば		0.5				
その他のせり科野菜		0.5				
トマト	0.5	0.5	○			0.20,0.16
ピーマン		0.3				
なす		0.5				
その他のなす科野菜	0.3	0.5	IT			【0.19(とうがらし)(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.18,0.13
かぼちや(スカッシュを含む。)		0.5				
しろり		0.5				
すいか	0.2	0.2	○			<0.03(#),<0.03(#)
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
その他のうり科野菜		0.5				
ほうれんそう		0.5				
たけのこ		0.1				
しょうが		0.1				
その他の野菜		0.5				
みかん	0.3	0.3	○	3		0.09,0.06
なつみかんの果実全体	3	3	○	3		1.16,1.48
レモン	5	5	○			(かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(かぼす参照)
グレープフルーツ	5	5	○	3		(かぼす参照)
ライム	5	5	○			(かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○	3		0.84(すだち)/2.46(かぼす)
りんご	2	5	○	5	2 オーストラリア	【0.90/0.87/0.68(豪州)】
日本なし	5	5	○	5		
西洋なし	5	5	○	5		
マルメロ	5	5	○	5		
びわ	5	5	○	5		
もも	0.2	0.2	○			0.03,0.05
ネクタリン	5	0.5	○・申			1.45,1.84
あんず(アプリコットを含む。)		0.5				
すもも(プルーンを含む。)		0.5				
うめ	0.5	0.5	○			<0.03(#),0.12(#),<0.03(#)
おうとう(チェリーを含む。)	5	5		5		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
いちご	0.05	0.5	○			<0.01(#), <0.01(#)
ラズベリー		0.5				
ブラックベリー		0.5				
ブルーベリー		0.5				
クランベリー		0.5				
ハuckleベリー		0.5				
その他のベリー類果実		0.5				
ぶどう	3	3	○	3		
かき	0.5	0.5	○			0.10, 0.14
バナナ		0.5				
キウイ		0.5				
パパイヤ		0.5				
アボカド		0.5				
パイナップル		0.5				
グアバ		0.5				
マンゴー		0.5				
パッションフルーツ		0.5				
なつめやし		0.5				
その他の果実		0.3				
ホップ	100	100		100		
その他のスパイス	20	5	○			12.3(\$), 2.64(みかんの果皮)
その他のハーブ		0.5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。  
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

ジチアノン

食品名	残留基準値
	ppm
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3
はくさい	0.5
トマト	0.5
その他のなす科野菜 <sup>注1)</sup>	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
すいか	0.2
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	3
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 <sup>注2)</sup>	5
りんご	2
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	5
びわ	5
もも	0.2
ネクタリン	5
うめ	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	0.05
ぶどう	3
かき	0.5
その他の果実 <sup>注3)</sup>	0.3
ホップ	100
その他のスパイス <sup>注4)</sup>	20

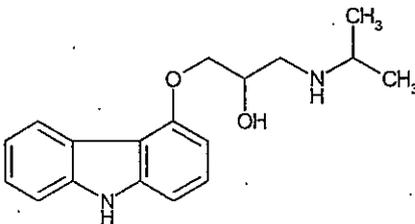
注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

## カラゾロール (Carazolol)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛/ストレス抑制、分娩促進等、豚/ストレス抑制										
作用機構	カテコールアミン(アドレナリン及びノルアドレナリン)と構造的に類似し、 $\beta$ 受容体と可逆的に結合して交感神経を遮断し、高密度飼育によるストレス反応を抑制する。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。										
諸外国の状況	豚に国際基準が設定されている。 EUにおいて牛、豚及び乳に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) $0.1 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日 [設定根拠] 単回 (ヒト・経口) 無毒性量 $0.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日 安全係数 5										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:カラゾロール										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>8.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	8.2	幼小児(1~6歳)	23.2	妊婦	8.9	高齢者(65歳以上)	8.0
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	8.2										
幼小児(1~6歳)	23.2										
妊婦	8.9										
高齢者(65歳以上)	8.0										
意見聴取の状況	平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施 平成23年3月8日~4月6日パブリックコメントを実施 平成23年3月25日~5月24日WTO 通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

## カラゾロール

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	国際基準 ppm	EU ppm
牛の筋肉	0.005	0.005		0.005
豚の筋肉	0.005	0.005	0.005	0.005
その他の陸棲哺乳類* <sup>1</sup> に属する動物の筋肉		0.001		
牛の脂肪	0.005	0.005		0.005
豚の脂肪	0.005	0.005	0.005	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.001		
牛の肝臓		0.02		0.015
豚の肝臓	0.025	0.025	0.025	0.025
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.001		
牛の腎臓		0.02		0.015
豚の腎臓	0.025	0.025	0.025	0.025
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.001		
牛の食用部分* <sup>2</sup>		0.02		
豚の食用部分* <sup>3</sup>	0.025	0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.001		
乳	0.001	0.001		0.001
鶏の筋肉		0.001		
その他の家きん* <sup>4</sup> の筋肉		0.001		
鶏の脂肪		0.001		
その他の家きんの脂肪		0.001		
鶏の肝臓		0.001		
その他の家きんの肝臓		0.001		
鶏の腎臓		0.001		
その他の家きんの腎臓		0.001		
鶏の食用部分		0.001		
その他の家きんの食用部分		0.001		
鶏の卵		0.001		
その他の家きんの卵		0.001		
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.001		
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.001		
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.001		
魚介類(その他の魚類* <sup>5</sup> に限る。)		0.001		
魚介類(貝類に限る。)		0.001		
魚介類(甲殻類に限る。)		0.001		
その他の魚介類* <sup>6</sup>		0.001		
はちみつ		0.001		

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

- \*1: その他の陸棲哺乳類とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- \*2: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- \*3: 豚の食用部分については、肝臓又は腎臓の値を参照した。
- \*4: その他の家きんとは、食用に供される部分のうち、鶏以外のものをいう。
- \*5: その他の魚類とは、魚類のうち、さけ目魚類、うなぎ目魚類及びすずき目魚類以外のものをいう。
- \*6: その他の魚介類とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

(答申案)

カラゾロール

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.005
豚の筋肉	0.005
牛の脂肪	0.005
豚の脂肪	0.005
豚の肝臓	0.025
豚の腎臓	0.025
豚の食用部分	0.025
乳	0.001



## レバミゾール (Levamisole)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛、豚、鶏等/寄生虫駆除剤										
作用機構	寄生虫の体内におけるフマル酸の還元及びコハク酸の酸化を遮断することにより炭水化物代謝を抑制し、駆虫効果を発揮する。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	牛、豚、鶏等に国際基準が設定されている。 米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランドにおいて牛、豚、鶏等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.006mg/kg 体重/日 [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・経口) 無毒性量 1.25mg/kg 体重/日 安全係数 200										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:レバミゾール										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>12.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	12.5	幼小児(1~6歳)	26.1	妊婦	14.6	高齢者(65歳以上)	12.3
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	12.5										
幼小児(1~6歳)	26.1										
妊婦	14.6										
高齢者(65歳以上)	12.3										
意見聴取の状況	平成23年5月13日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

## レバミゾール

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	国際基準 ppm	米国 ppm	豪州 ppm	カナダ ppm	EU ppm	NZ ppm
牛の筋肉	0.01	0.01	0.01	0.1	0.1	0.1	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01	0.01	0.1	0.1	0.1	0.01	0.01
羊の筋肉	0.01	0.01	0.01	0.1	0.1	0.1	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)* の筋肉	0.01**	0.06			0.1			0.01
牛の脂肪	0.01	0.01	0.01	0.1		0.1	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01	0.01	0.1		0.1	0.01	0.01
羊の脂肪	0.01	0.01	0.01	0.1		0.1	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。) の脂肪	0.01	0.01						0.01
牛の肝臓	0.1	0.10	0.1	0.1	1	0.1	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.10	0.1	0.1	1	0.1	0.1	0.1
羊の肝臓	0.1	0.10	0.1	0.1	1	0.1	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。) の肝臓	0.1	0.6			1			0.1
牛の腎臓	0.01	0.01	0.01	0.1	1	0.1	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01	0.01	0.1	1	0.1	0.01	0.01
羊の腎臓	0.01	0.01	0.01	0.1	1	0.1	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。) の腎臓	0.01	0.5			1			0.01
牛の食用部分*2	0.1*5	0.3		0.1	1	0.1		0.01
豚の食用部分	0.1	0.3		0.1	1	0.1		0.01
羊の食用部分	0.1	0.3		0.1	1	0.1		0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。) の食用部分	0.1	0.5			1			0.01
乳		0.3			0.3			

鶏の筋肉	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
あひるの筋肉	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
七面鳥の筋肉	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)*3の筋肉	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01	0.01				0.01	0.01
あひるの脂肪	0.01	0.01	0.01				0.01	0.01
七面鳥の脂肪	0.01	0.01	0.01				0.01	0.01
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の脂肪	0.01	0.01	0.01				0.01	0.01
鶏の肝臓	0.1	0.10	0.1		0.1		0.1	0.1
あひるの肝臓	0.1	0.10	0.1		0.1		0.1	0.1
七面鳥の肝臓	0.1	0.10	0.1		0.1		0.1	0.1
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の肝臓	0.1	0.1	0.1		0.1		0.1	0.1
鶏の腎臓	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
あひるの腎臓	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
七面鳥の腎臓	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の腎臓	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
鶏の食用部分	0.1	0.06			0.1			0.01
その他の家きんの食用部分	0.1	0.06			0.1			0.01
鶏の卵		1			1			
その他の家きんの卵		1			1			

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

- \*1: その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- \*2: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- \*3: その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- \*4: コーデックス基準の羊の値を参照した。
- \*5: 食用部分については、肝臓の値を参照した。

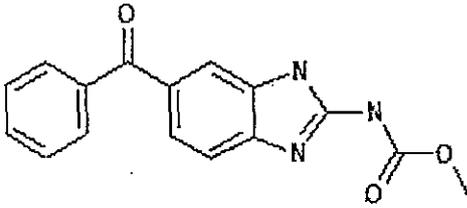
(答申案)

## レバミゾール

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>*1</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>*2</sup>	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>*3</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1

- \*1: その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。  
 \*2: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。  
 \*3: その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

## メベンダゾール (Mebendazole)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの
構造式	
適用動物/用途	馬、羊、山羊/寄生虫駆除剤
作用機構	遊離のチューブリンにコルヒチン結合部位で結合して微小管形成を阻害し有糸分裂を阻害することであると考えられている。
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EU 及び豪州において牛、豚、乳等に残留基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0025mg/kg 体重/日 [設定根拠] 妊娠6～15日 催奇形性試験 (ラット・経口) 最小毒性量 2.5mg/kg 体重/日 安全係数 1,000
基準値案	別紙のとおり、食品中の残留基準を設定しない(一律基準を適用)こととする。
意見聴取の状況	平成 23 年 5 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。なお、メベンダゾールとは、メベンダゾール、(2-アミノ-1H-ベンズイミダゾール-5-イル)フェニルメタンおよびメチル[5-(1-ヒドロキシ-1-フェニル)メチル-1H-ベンズイミダゾール-2-イル]カルバメートをメベンダゾールに換算したものの和とする。

メベンダゾール

食品名	基準値 (案)*6 ppm	基準値 現行 ppm	EU*6 ppm	豪州*7 ppm
牛の筋肉		0.02		0.02
豚の筋肉		0.02		0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物*1の筋肉		0.04	0.06	0.02
牛の脂肪		0.02		
豚の脂肪		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.06	0.06	
牛の肝臓		0.02		0.02
豚の肝臓		0.02		0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.2	0.4	0.02
牛の腎臓		0.02		0.02
豚の腎臓		0.02		0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.04	0.06	0.02
牛の食用部分*2		0.02		0.02
豚の食用部分		0.02		0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02		0.02
乳		0.02		0.02
鶏の筋肉		0.02		
その他の家きん*3の筋肉		0.02		
鶏の脂肪		0.02		
その他の家きんの脂肪		0.02		
鶏の肝臓		0.02		
その他の家きんの肝臓		0.02		
鶏の腎臓		0.02		
その他の家きんの腎臓		0.02		
鶏の食用部分		0.02		
その他の家きんの食用部分		0.02		

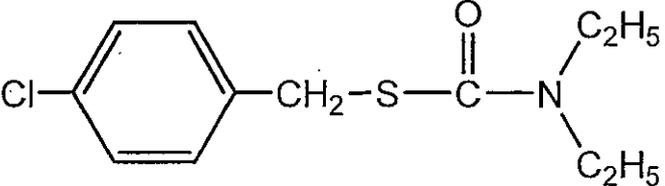
鶏の卵		0.02		
その他の家きんの卵		0.02		
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.02		
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.02		
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.02		
魚介類(その他の魚類* <sup>4</sup> に限る。)		0.02		
魚介類(貝類に限る。)		0.02		
魚介類(甲殻類に限る。)		0.02		
その他の魚介類* <sup>5</sup>		0.02		
はちみつ		0.02		

平成 17 年 11 月 29 日厚生労働省告示 499 号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

- \* 1: その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- \* 2: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- \* 3: その他の家禽とは、家禽のうち、鶏以外のものをいう。
- \* 4: その他の魚類とは、魚類のうち、さけ目魚類、うなぎ目魚類及びすずき目魚類以外のものをいう。
- \* 5: その他の魚介類とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。
- \* 6: メベンダゾール、代謝物 A 及び代謝物 B をメベンダゾールに換算したものの和をいう。
- \* 7: 哺乳類の肉(meat)及び食用部分(edible offal)について、基準値が設定されている。



チオベンカルブ (Thiobencarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	チオカルバミン酸ベンジルエステル系の除草剤である。作用機構として、 $\alpha$ アミラーゼの生合成の阻害、オーキシシンと拮抗することによるタンパク質生合成過程の阻害が考えられている。										
適用作物／適用雑草等	稲／一年生雑草等、レタス／イネ科雑草等										
我が国の登録状況	稲、レタス等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国において米、畜産物等に、オーストラリアにおいて米に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.009 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：チオベンカルブとする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="577 1534 1412 1832"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6 歳)</td> <td>51.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>25.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	25.7	幼小児 (1～6 歳)	51.3	妊婦	22.8	高齢者 (65 歳以上)	25.0
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	25.7										
幼小児 (1～6 歳)	51.3										
妊婦	22.8										
高齢者 (65 歳以上)	25.0										
意見聴取の状況	平成 23 年 2 月 25 日に在京大使館への説明を実施 平成 23 年 3 月 8 日～4 月 6 日パブリックコメントを実施 平成 23 年 3 月 25 日～5 月 24 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○		0.2, アメリカ	【<0.03-0.12(n=34)(米国)】
小麦	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
大麦	0.05	0.05	○			
ライ麦	0.05	0.05	○			
とうもろこし	0.03	0.03	○			
その他の穀類	0.05	0.05	○			
大豆	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
小豆類	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
らつかせい	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
ばれいしょ	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
さといも類(やつかしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
エンダイブ	0.05	0.05	○		0.2, アメリカ	【<0.01-0.01(#)(n=4)(米国)】 【0.01(n=3)(レタス)(米国)】 【0.01-0.06(n=9) (リーフレタス)(米国)】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2	0.2	○		0.2, アメリカ	
たまねぎ	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(#)
ねぎ(リーキを含む。)	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(#)
にんじん	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
セロリ	0.2	0.2	○		0.2, アメリカ	【<0.01-0.15(n=16)(米国)】
えだまめ	0.03	0.03	○			<0.005(#),0.008(#)
牛の筋肉	0.01	0.01				
豚の筋肉	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				
牛の脂肪	0.01	0.01				
豚の脂肪	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01				
牛の肝臓	0.01	0.01				
豚の肝臓	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01				
牛の腎臓	0.01	0.01				
豚の腎臓	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01				
牛の食用部分	0.01	0.01				
豚の食用部分	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01				
乳	0.01	0.01				
鶏の筋肉	0.03	0.03				
その他の家きんの筋肉	0.03	0.03				
鶏の脂肪	0.03	0.03				
その他の家きんの脂肪	0.03	0.03				
鶏の肝臓	0.03	0.03				
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03				
鶏の腎臓	0.03	0.03				
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03				
鶏の食用部分	0.03	0.03				
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03				
鶏の卵	0.03	0.03				
その他の家きんの卵	0.03	0.03				
魚介類(貝類に限る。)	9	0.5	申			推:8.4
魚介類(貝類を除く。)	0.3	0.02	申			推:0.27

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。  
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

チオベンカルブ

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.2
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.03
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.05
大豆	0.02
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.1
らつかせい	0.05
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
エンダイブ	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2
たまねぎ	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	0.02
にんじん	0.02
セロリ	0.2
えだまめ	0.03
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注3)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>注4)</sup>	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.03
その他の家きん <sup>注5)</sup> の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.03
その他の家きんの脂肪	0.03
鶏の肝臓	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.03
その他の家きんの腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03
鶏の卵	0.03
その他の家きんの卵	0.03
魚介類(貝類に限る。)	9
魚介類(貝類を除く。)	0.3

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

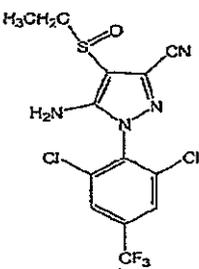
注3)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注4)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注5)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

2

エチプロール (Ethiprole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	フェニルピラゾール系殺虫剤である。神経の塩素イオンチャンネルを不活性化することで、塩素イオンの流れが止まり、結果として抑制性神経伝達物質であるγ-アミノ酪酸（GABA）が関与する神経伝達が阻害されることにより殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲・だいず/ウンカ類・カメムシ類等										
我が国の登録状況	稲、だいず等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI）0.005mg/kg 体重/day [設定根拠] 23日間 発生毒性試験（ウサギ・強制経口投与） 無毒性量 0.5mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エチプロールとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="587 1585 1412 1886"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>24.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>11.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定1日摂取量（Estimated Daily Intake）</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	10.9	幼小児（1～6歳）	24.2	妊婦	9.6	高齢者（65歳以上）	11.8
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	10.9										
幼小児（1～6歳）	24.2										
妊婦	9.6										
高齢者（65歳以上）	11.8										
意見聴取の状況	平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施 平成23年3月8日～4月6日パブリックコメントを実施 平成23年3月25日～5月24日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			0.04,0.043/0.02,0.03/0.01,0.03/0.042(#),0.044(#)
大豆	0.2	0.2	○			<0.01,0.05
えだまめ	0.5	0.5	○			0.09,0.17
みかん	0.1		申			0.018,0.012
なつみかんの果実全体	0.7		申			0.204(\$),0.099
レモン	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.7		申			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	1	1	○			0.076,0.394
かき	0.2		申			0.04,0.04
茶	10	10	○			3.16(\$),1.41
その他のスパイス	3		申			1.34,0.79(みかんの果皮)
魚介類	0.09	0.09				推:0.0867

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「作物残留試験成績」欄に「推」の記載があるものは、推定残留量であることを示している。

答申（案）

（別紙2）

エチプロール

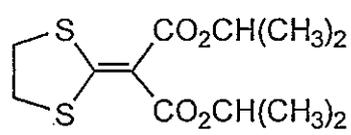
食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.2
大豆	0.2
えだまめ	0.5
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 <sup>注1)</sup>	0.7
りんご	1
かき	0.2
茶	10
その他のスパイス <sup>注2)</sup>	3
魚介類	0.09

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。



イソプロチオラン(Isoprothiolane)

審議の対象	農薬・動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤・動物用医薬品／牛の肝疾患用剤										
作用機構	マロン酸エステル系殺菌剤の農薬であり、いもち病菌を始め白紋羽病菌等に対して強い菌糸生育阻害作用を有する。いもち病菌に対しては、付着器からの侵入過程を強く阻害する。また本剤は、ウンカ類に対し増殖抑制効果を示し、寿命を短縮させたり、産卵数を減少させる。さらに稲に対しては、根の伸長及び発根を促進する効果も確認されている。動物用医薬品としては牛の肝疾患治療薬であり、作用機構としては、肝細胞に作用し、肝臓におけるタンパク質合成を促進することにより、脂質代謝を含めた肝機能を向上させる。										
適用作物／適用病害虫等 対象動物／適用疾患	稲／いもち病、りんご／白紋羽病等 牛／肝疾患										
我が国の登録状況	稲、りんご等に農薬登録がされている。 牛用の動物用医薬品として承認がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、全ての国又は地域において、基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI） 0.1 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・カプセル経口投与） 無毒性量 10 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：イソプロチオランとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="558 1568 1404 1881"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>40.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>70.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>40.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	40.1	幼小児（1～6歳）	70.4	妊婦	30.3	高齢者（65歳以上）	40.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	40.1										
幼小児（1～6歳）	70.4										
妊婦	30.3										
高齢者（65歳以上）	40.1										
意見聴取の状況	平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施 平成23年3月8日～4月6日パブリックコメントを実施 平成23年3月25日～5月24日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	10	2	○・申			0.02, 0.46/1.54, 3.54(\$)/1.56, 2.45/0.89, 2.60/0.74, 0.82
りんご	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
日本なし	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
西洋なし	0.05	0.05	○			(日本なし参照)
びわ	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005
もも	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005
うめ	0.03	0.03	○			<0.005, 0.007
ぶどう	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
魚介類	3	3				推:2.522

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		休薬 期間	残留試験成績	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		試験日	参照値 ppm
牛の筋肉	0.02	0.02				14日	7日	<0.02
牛の脂肪	0.02	0.02				14日	7日	<0.02
牛の肝臓	0.02	0.02				14日	7日	<0.02
牛の腎臓	0.02	0.02				14日	7日	<0.02
牛の食用部分	0.02	0.02				14日	7日	(小腸)
乳	0.02	0.02				24時間	24時間	<0.02

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申 (案)

(別紙2)

インプロチオラン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	10
りんご	0.05
日本なし	0.05
西洋なし	0.05
びわ	0.02
もも	0.02
うめ	0.03
ぶどう	0.02
牛の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
牛の食用部分 <sup>注1)</sup>	0.02
乳	0.02
魚介類	3

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。



ヨウ化メチル (Methyl iodide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式	$\begin{array}{c} \text{H} \\   \\ \text{H} - \text{C} - \text{I} \\   \\ \text{H} \end{array}$										
用途	農薬／くん蒸剤										
作用機構	脂肪族ハロゲン化物系くん蒸剤である。害虫、線虫あるいは病原菌細胞を構成する分子の求核中心と化学反応し、ピルビン酸脱水素酵素やコハク酸脱水素酵素等の必須酵素を阻害することにより、土壤消毒剤及びくりのくん蒸剤として効果を発揮する。										
適用作物／適用病害虫等	メロン／黒点根腐病、トマト／青枯病等										
我が国の登録状況	メロン、トマト等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国及びオーストラリアでは土壌くん蒸剤としての使用において、ヨウ化メチルが作物に残留しないことから、基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 90日間 亜急性毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 1000										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ヨウ化メチルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.6	幼小児 (1~6歳)	1.9	妊婦	0.5	高齢者 (65歳以上)	0.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.6										
幼小児 (1~6歳)	1.9										
妊婦	0.5										
高齢者 (65歳以上)	0.5										
意見聴取の状況	平成23年5月13日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

ヨウ化メチル

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
しょうが	0.05		申			<0.01, <0.01 <0.01, <0.01(薬しょうが)
くり	0.5	0.5	○			0.12, 0.12
その他のハーブ	0.05		申			<0.01, <0.01(みょうが 花穂)

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

(別紙2)

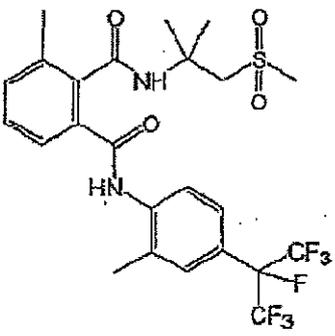
ヨウ化メチル

食品名	残留基準値
	ppm
トマト	0.05
メロン類果実	0.05
しょうが	0.05
くり	0.5
その他のハーブ <sup>注1)</sup>	0.05

注1)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。



フルベンジアミド(Flubendiamide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があり、併せてインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式	 <p>The chemical structure of Flubendiamide consists of a central benzene ring substituted with a methyl group at the 2-position and a 1,3-dimethyl-4-(trifluoromethyl)phenylamino group at the 4-position. This central ring is connected via amide bonds to two other benzene rings. The first amide group is attached to a 2-methyl-5-(2,2,3,3-tetrafluoropropylsulfanyl)phenyl group. The second amide group is attached to a 2-methyl-5-(trifluoromethyl)phenyl group.</p>										
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	鱗翅目昆虫の筋肉細胞の小胞体のリアノジン受容体カルシウムチャンネルに選択的に作用してこれを持続的に開口し、カルシウムイオンの細胞質への放出を促進して異常収縮を引き起こすことにより殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	もも/ハマキムシ類、ぶどう/ハスモンヨトウ等										
我が国の登録状況	もも、ぶどう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準値案が示されている。米国においてうり科野菜、仁果類果実等に、オーストラリアにおいてキャベツ、トマト等に、EUにおいてトマト、うり科野菜等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.017 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.70 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルベンジアミドとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="555 1556 1401 1854"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>34.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>20.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	21.6	幼小児 (1~6 歳)	34.3	妊婦	17.9	高齢者 (65 歳以上)	20.4
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	21.6										
幼小児 (1~6 歳)	34.3										
妊婦	17.9										
高齢者 (65 歳以上)	20.4										
意見聴取の状況	平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施 平成23年3月8日~4月6日パブリックコメントを実施 平成23年3月25日~5月24日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
とうもろこし	0.02		IT		0.02	アメリカ	【<0.010(n=12)(米国)】
大豆	0.3	0.3	○				0.032,0.088
ばれいしよ さといも類(やつがしらを含む。) かんしよ	0.05 0.05 0.05		申 申 申				<0.01,<0.01 0.01,<0.01 <0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.03	○・申				0.02,<0.01 (はつかだいこん(根))
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○・申				5.20,1.81 (はつかだいこん(葉))
はくさい	5	5	○				1.80,1.70
キャベツ	3	3	○				1.12,1.50/0.32,0.12/0.50 ,0.48/0.78,0.88
カリフラワー	0.6		IT		0.60	アメリカ	【<0.01-0.02(n=3)(米国)】 【米国ブロッコリー参照】
ブロッコリー	5		申・IT		0.60	アメリカ	1.60(\$),0.87 【0.11-0.22(n=3)(米国)】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15	○				0.94,0.96/0.78(レタス) /5.74,2.78(レタス(体系)) /7.48,9.49(リーフレタス) /3.77,7.13(サラダ菜)
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○				0.88/1.13
アスパラガス	1		申				0.46/0.28
セロリ	5		IT		11	アメリカ	【0.70-2.42(n=6)(米国)】
トマト	1	0.7	○・申				0.44/0.36(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○				0.46/1.14
なす	1	1	○				0.40/0.24
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○				0.12/0.22 【<0.010-0.033(#)(n=5)(米 国)】
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.2		IT		0.20	アメリカ	【米国メロン参照】
すいか	0.05		申				<0.01/<0.01 【0.012-0.090(#)(n=6)(米 国)】
メロン類果実※	0.02		IT		0.20	アメリカ	
えだまめ	5		申				1.67(\$)/0.87
りんご	1	1	○				0.37/0.41
日本なし	1	1	○				0.28/0.32
西洋なし	1	1	○				(日本なし参照)
もも	0.05	0.05	○・IT		1.6	アメリカ	<0.005/0.012 【0.138-0.383(#)(n=18)(米 国)】
ネクタリン	1	1	○				0.26/0.48 【米国もも、すもも、おうとう 参照】
あんず(アブリコットを含む。)	2		IT		1.6	アメリカ	0.80(\$)/0.22 【0.010-0.488(#)(n=12)(米 国)】
すもも(プルーンを含む。)	2		申・IT		1.6	アメリカ	0.57/0.43 【0.158-0.992(n=12)(米 国)】
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○				(米国)】
いちご	2	2	○				0.45/0.82
ぶどう	2	2	○				0.55/0.82
かき	0.3		申				0.07/0.05
綿実	0.9		IT		0.90	アメリカ	【<0.01-0.88(n=12)(米国)】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり	0.06		IT		0.06	アメリカ 【米国アーモンド、ペカン参照】 【<0.010-0.024(n=10)(米国)】 【米国アーモンド参照】
ペカン	0.06		IT		0.06	アメリカ 【<0.010-0.048(n=10)(米国)】 【米国アーモンド、ペカン参照】
アーモンド	0.06		IT		0.06	アメリカ
くるみ	0.06		IT		0.06	アメリカ
茶	40	40	○			29.0/7.80(あら茶)
その他のハーブ	5		IT		5.0	アメリカ 【0.72-2.82(n=8)(マスタードグリーン)(米国)】

(注)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
 ※メロン類果実においては、米国の残留基準に加工係数0.1(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

答申 (案)

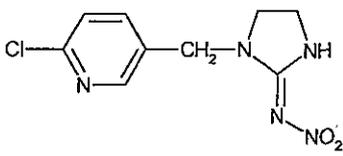
(別紙2)

フルベンジアミド

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.02
大豆	0.3
ばれいしよ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしよ	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10
はくさい	5
キャベツ	3
カリフラワー	0.6
ブロッコリー	5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15
ねぎ(リーキを含む。)	3
アスパラガス	1
セロリ	5
トマト	1
ピーマン	3
なす	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.2
すいか	0.05
メロン類果実	0.02
えだまめ	5
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
もも	0.05
ネクタリン	1
あんず(アブリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	2
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	2
ぶどう	2
かき	0.3
綿実	0.9
くり	0.06
ペカン	0.06
アーモンド	0.06
くるみ	0.06
茶	40
その他のハーブ <sup>注1)</sup>	5

注1)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

イミダクロプリド(Imidacloprid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があり、併せてインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	クロロニコチル系殺虫剤である。ニコチン性アセチルコリン受容体に結合し、神経伝達を遮断するなどの作用により殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	水稻/ウンカ類、ばれいしょ/アブラムシ類等										
我が国の登録状況	水稻、ばれいしょ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	穀類、いも類、かんきつ類果実類等に国際基準が設定されている。米国においてうり科野菜、かんきつ類果実等に、カナダにおいてきゅうり、ラズベリー等に、EUにおいて穀類、かんきつ類果実等に、オーストラリアにおいてうり科野菜、かんきつ類果実等に、ニュージーランドにおいてレタスに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.057 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 5.7 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質: イミダクロプリドとする。ただし、畜産物にあっては、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリドに換算したものの和とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="550 1534 1396 1836"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>39.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>77.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>42.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	39.7	幼小児 (1~6 歳)	77.5	妊婦	31.7	高齢者 (65 歳以上)	42.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	39.7										
幼小児 (1~6 歳)	77.5										
妊婦	31.7										
高齢者 (65 歳以上)	42.0										
意見聴取の状況	平成 23 年 5 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	1	1	○	0.05		<0.005,<0.005/<0.005(#),<0.005(#)/0.038,0.018/<0.005,0.006/0.058,0.036/0.076,0.030/0.08,0.02/0.04(#),0.04(#),0.08,0.16,0.09/<0.01(#),0.01(#)/0.05(#),0.03(#)/0.22(#),0.31(#)/0.26(#),0.28(#)/0.02,0.04
小麦	0.05	0.05	○	0.05		0.013,<0.005/0.016(#),<0.005(#)
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05		0.05		
とうもろこし	0.05	0.05	○	0.05		<0.01(#),<0.01(#)(乾燥種子) <0.01(#),<0.01(#)(生食用子実) <0.01(#),<0.01(#)(脱穀種子) <0.01(#),<0.01(#)(生食用子実)
そば	0.05	0.05		0.05		
その他の穀類	3	0.05	申	0.05		1.39, 1.07(キノア)
大豆	3	2.5	○		3.5 アメカ	【0.029-2.04(n=24)(米国)】
小豆類	3	2.8	○		4.0 アメカ	【0.133-1.120(n=11)(米国いんげん)】
えんどう	3	2.8	○	2	4.0 アメカ	【0.138-1.030(n=6)(米国)】
そら豆	3	2.8	○		4.0 アメカ	【米国いんげん、えんどう参照】
らつかせい	0.7	0.7	○	1		
その他の豆類	3	2.8	○	2	4.0 アメカ	【米国いんげん、えんどう参照】
ばれいしよ	0.5	0.5	○	0.5		0.186(#), 0.020(#)/0.02(#), 0.02(#)/<0.02, <0.02/<0.02, <0.02/0.02, <0.01/0.02, 0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.4	0.4	○	0.5		
かんしよ	0.4	0.4	○	0.5		
やまいも(長いもをいう。)	0.4	0.4	○	0.5		
こんにやくいも	0.4	0.4	○	0.5		
その他のいも類	0.4	0.4		0.5		
てんさい	0.4	0.4	○	0.5		
さとうきび	0.04	0.04			0.05 オーストラリア	【<0.02(n=2)(豪州)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.4	0.4	○	0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	4	3.5	○	5		
かぶ類の根	0.4	0.4		0.5		
かぶ類の葉	3	2.8			4.0 アメカ	【米国ビート葉参照】
西洋わさび	0.4	0.4		0.5		
クレンソ	3	2.5			3.5 アメカ	【米国ほうれんそう参照】
はくさい	0.5	0.5	○			0.06, 0.11/0.06, 0.06/0.05(#), 0.13(#)(%)
キャベツ	0.5	0.5	○	0.5		0.04, 0.21/0.02(#)/0.16,0.05/ 0.20(#), 0.07(#)
芽キャベツ	0.5	0.5	○	0.5		<0.2, <0.2(芽キャベツ),<0.2, <0.2, 0.05, <0.2(非結球芽キャベツ)
ケール	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
こまつな	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
きょうな	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
チンゲンサイ	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
カリフラワー	0.4	0.4		0.5		
ブロッコリー	5	5	○	0.5		0.28(#),1.94(#)/0.40,2.30(\$)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のあぶらな科野菜	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
ごぼう	0.4	0.4	○	0.5		【1.060-1.886(n=3)(米国)】 【米国ビート葉参照】 2.26(#), 2.21(#) 【米国ほうれんそう参照】 【<0.05-2.13(n=19)(米国レタス・外葉あり)】、【<0.05-0.72(n=19)(米国レタス・外葉なし)】、【<0.05-2.61(n=22)(米国リーフレタス)】 0.4, 2.6(\$)(すいぜんじな)
サルシフィー	0.4	0.4		0.5		
アーティチョーク	2	1.8			2.5 アメカ	
チコリ	3	2.8			4.0 アメカ	
エンダイブ	5	5	○			
しゅんぎく	3	2.5			3.5 アメカ	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	2.5	○	2	3.5 アメカ	
その他のさく科野菜	5	5	○	0.5		
たまねぎ	0.07	0.07	○	0.1		0.04, 0.22(\$)(葉ねぎ) <0.4, <0.4 0.14(#), 0.30(#) 0.7, 1.0
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7	○	0.05		
にら	1	1	○			
アスパラガス	0.7	0.7	○			
わけぎ	2	2	○			
にんじん	0.4	0.4	○	0.5		【米国ほうれんそう参照】 【0.13-5.62(n=12)(米国セロリ)】 2.77, 2.50 【米国セロリ参照】
パースニップ	0.4	0.4		0.5		
パセリ	3	3	○		3.5 アメカ	
セロリ	4	4.2	○		6.0 アメカ	
みつば	5	5	○			
その他のせり科野菜	4	4.2	○	0.5	6.0 アメカ	
トマト	2	2	○	0.5		0.04, 0.12, 0.14 / 0.08 / 0.06 / 0.08 / 0.15(#)/ 0.12, 0.13 / 0.26, 0.13(トマト)、0.52(\$), 0.24(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○	1		0.08, 0.01 / 1.20(\$), 0.60 / 0.8, 0.8
なす	2	0.5	申	0.2		<0.005, <0.005 / 0.121, 0.078 / 0.04, 0.12 / 0.61(\$), 0.32
その他のなす科野菜	5	5	○	1		1.6(\$), 1.2(ししとう), 1.2, 1.5(伏見甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	1		0.010, <0.005 / 0.18, 0.12 / 0.04, 0.04 / 0.08(#), 0.20 / 0.42(#)(\$), 0.16(#)
かぼちや(スカッシュを含む。)	1	1	○	1		(きゅうり参照)
しろりり	1	1	○			きゅうりの残留値の2倍にて緊急登録
すいか	0.5	0.5	○	0.2		<0.01(#), 0.04(#) / 0.11(#)(\$), 0.02(#)
メロン類果実	0.4	0.35	○	0.2	0.5 アメカ	
まくわり	0.4	0.35	○	0.2	0.5 アメカ	
その他のりり科野菜	1	1	○	0.5		0.47, 0.85 / 0.16, 0.42(\$)(にがりり)
ほうれんそう	15	2.5	申			0.03, 0.17 / 4.49, 8.68(\$) 【2.87, 4.82(米国)】
オクラ	0.7	0.7	○			0.18, 0.18 / 0.12, 0.21(\$) / 0.16
しょうが	0.3	0.3			0.40 アメカ	【米国ばれいしょ、ラディッシュ、にんじん参照】
未成熟えんどう	4	3.5	○	5		
未成熟いんげん	3	2.8	○	2	4.0 アメカ	【<0.05-0.89(n=6)(米国)】
えだまめ	3	2.5	○		3.5 アメカ	【米国大豆参照】
その他の野菜	5	5	○	5		1.70, 2.01(ふだんそう)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.3	0.3	○	1		0.02, 0.06/ <0.01, <0.01
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○	1		0.15, 0.25/0.06
レモン	0.7	0.7	○	1		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	1		
グレープフルーツ	0.7	0.7	○	1		
ライム	0.7	0.7	○	1		
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	1		0.26, 0.05(かぼす)
りんご	0.5	0.5	○	0.5		0.120, 0.029/ 0.20, 0.12
日本なし	0.7	0.7	○	1		
西洋なし	0.7	0.7	○	1		
マルメロ	0.5	0.5				
びわ	0.5	0.5	○			<0.02(有袋), 0.04(有袋), 0.18(\$)(有袋), 2.54(無袋), 0.19(無袋)
もも	0.5	0.5	○	0.5		0.195, 0.140/0.12(#), 0.11(#)/0.06, 0.07/0.16(#), 0.14(#)
ネクタリン	2	2.1	○	0.5	3.0 アメリカ	【米国おうとう参照】
あんず(アプリコットを含む。)	2	2.1	○	0.5	3.0 アメリカ	【米国おうとう参照】
すもも(プルーンを含む。)	2	2.1	○	0.2	3.0 アメリカ	【米国おうとう参照】
うめ	0.3	0.3	○			0.07, 0.06
おうとう(チェリーを含む。)	2	2.1		0.5	3.0 アメリカ	【0.929-2.544(n=4)(米国酸味おうとう)】 【0.243-0.630(n=8)(米国甘味おうとう)】
いちご	0.5	0.5	○			0.01(#), 0.03(#)/0.81(#), 0.18(#)
ラズベリー	4	3.5		5		
ブラックベリー	4	3.5		5		
ブルーベリー	4	3.5		5		
クランベリー	0.04	0.04		0.05		
ハックルベリー	4	3.5		5		
その他のベリー類果実	4	3.5		5		
ぶどう	3	3	○	1		1.338(\$), 0.256/0.16, 0.28/0.26, 0.06, 0.76, 0.72/0.59, 0.74/0.08(#), 0.08(#)/0.06(#), 0.12(#)/0.78, 0.41
かき	1	1	○			0.35, 0.28
バナナ	0.04	0.04		0.05		
キウイ	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
パパイヤ	0.7	0.7			1.0 アメリカ	【<0.19-0.59(n=3)(米国)】
アボカド	0.7	0.7			1.0 アメリカ	【米国パパイヤ参照】
グアバ	0.7	0.7			1.0 アメリカ	【0.126-0.400(n=4)(米国)】
マンゴー	1	1	○	0.2		0.49, 0.45
パッションフルーツ	0.7	0.7	○		1.0 アメリカ	【米国グアバ参照】
その他の果実	4	3.5	○	5		
ひまわりの種子	0.04	0.04		0.05	0.05 1 アメリカ	【<0.05(n=6)(米国)】
べにばなの種子	0.04	0.04			0.05 1 アメリカ	【米国ひまわり、なたね参照】
綿実	4	4.2			6.0 1 アメリカ	【0.17-2.51(n=19)(米国)】
なたね	0.04	0.04		0.05	0.05 1 アメリカ	【<0.05(n=6)(米国)】
その他のオイルシード	0.04	0.04			0.05 1 アメリカ	【米国ひまわり、なたね参照】
ぎんなん	0.05	0.05	○	0.01		0.01, 0.005
くり	0.05	0.05	○	0.01		<0.01, <0.01
ペカン	0.04	0.04		0.01	0.05 1 アメリカ	【<0.01-<0.05(n=18)(米国)】
アーモンド	0.04	0.04		0.01	0.05 1 アメリカ	【<0.01(n=5)(米国)】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
くるみ	0.04	0.04		0.01	0.05	アメリカ	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.04	0.04		0.01	0.05	アメリカ	【米国ペカン、アーモンド参照】
茶	10	10	○				2.30,1.92,3.84,3.98(荒茶) 1.85,1.90,2.53,3.31(浸出液)
コーヒー豆	0.7	0.7		1			【0.011-0.044(n=4)(米国)】
カカオ豆	0.05	0.05			0.05	EU(オランダ)	
ホップ	7	7		10			
その他のスパイス	5	5					1.08,2.28/0.24,0.22(みかんの果皮)
その他のハーブ	15	5	○・申				7.8, 9.6(やなぎたで)
牛の筋肉	0.3	0.1	IT	0.1	0.30	アメリカ	推:0.042
豚の筋肉	0.3	0.1	IT	0.1	0.30	アメリカ	(牛の筋肉を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.3	0.1	IT	0.1	0.30	アメリカ	(牛の筋肉を参照)
牛の脂肪	0.3	0.02	IT		0.30	アメリカ	推:0.025
豚の脂肪	0.3	0.02	IT		0.30	アメリカ	(牛の脂肪を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.02	IT		0.30	アメリカ	(牛の脂肪を参照)
牛の肝臓	0.3	0.2	IT	0.3	0.30	アメリカ	推:0.208
豚の肝臓	0.3	0.2	IT	0.3	0.30	アメリカ	(牛の肝臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.2	IT	0.3	0.30	アメリカ	(牛の肝臓を参照)
牛の腎臓	0.3	0.2	IT	0.3	0.30	アメリカ	推:0.125
豚の腎臓	0.3	0.2	IT	0.3	0.30	アメリカ	(牛の腎臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.2	IT	0.3	0.30	アメリカ	(牛の腎臓を参照)
牛の食用部分	0.3	0.2	IT	0.3	0.30	アメリカ	(牛の肝臓、牛の腎臓を参照)
豚の食用部分	0.3	0.2	IT	0.3	0.30	アメリカ	(牛の肝臓、牛の腎臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.2	IT	0.3	0.30	アメリカ	(牛の肝臓、牛の腎臓を参照)
乳	0.1	0.1		0.1	0.1	アメリカ	推:0.053
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02			推:<0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02			(鶏の筋肉を参照)
鶏の脂肪	0.02	0.02					推:<0.02
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02					(鶏の脂肪を参照)
鶏の肝臓	0.1	0.1		0.05			推:0.029
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1		0.05			(鶏の肝臓を参照)
鶏の腎臓	0.1	0.1		0.05			(鶏の肝臓を参照)
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1		0.05			(鶏の肝臓を参照)
鶏の食用部分	0.1	0.1		0.05			(鶏の肝臓、鶏の腎臓を参照)
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1		0.05			(鶏の肝臓、鶏の腎臓を参照)
鶏の卵	0.02	0.02		0.02			推:<0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02		0.02			(鶏の卵を参照)
小麦粉(全粒粉を除く。)	0.02	0.02					
小麦粉ふすま	0.2	0.2					
とうがらし(乾燥させたもの)	7	7					

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

農産物のうち国際基準又は海外基準を参照した際は、規制対象の違いを考慮し、係数0.7を掛けた値を基準値案とした。農産物にあってはイミダクロプリドのみをいい、畜産物にあってはイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリド含量に換算したものの和をいう。

イミダクロプリド

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	1
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	3
大豆	3
小豆類 <sup>注2)</sup>	3
えんどう	3
そら豆	3
らつかせい	0.7
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	3
ばれいしよ	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	0.4
かんしよ	0.4
やまいも(長いもをいう。)	0.4
こんにやくいも	0.4
その他のいも類 <sup>注4)</sup>	0.4
てんさい	0.4
さとうきび	0.04
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	4
かぶ類の根	0.4
かぶ類の葉	3
西洋わさび	0.4
クレソン	3
はくさい	0.5
キャベツ	0.5
芽キャベツ	0.5
ケール	5
こまつな	5
きょうな	5
チンゲンサイ	5
カリフラワー	0.4
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注5)</sup>	5
ごぼう	0.4
サルシフィー	0.4
アーティチョーク	2
チコリ	3
エンダイブ	5
しゅんぎく	3
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3
その他のきく科野菜 <sup>注6)</sup>	5
たまねぎ	0.07
ねぎ(リーキを含む。)	0.7
にら	1
アスパラガス	0.7
わけぎ	2
にんじん	0.4
パースニップ	0.4
パセリ	3
セロリ	4
みつば	5
その他のせり科野菜 <sup>注7)</sup>	4

※今回基準値を設定するイミダクロプリドとは、農産物にあつてはイミダクロプリドのみをいい、畜産物にあつてはイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリド含量に換算したものの和をいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルグビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

イミダクロプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ppm
トマト	2
ピーマン	3
なす	2
その他のなす科野菜 <sup>注8)</sup>	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	1
しろうり	1
すいか	0.5
メロン類果実	0.4
まくわうり	0.4
その他のうり科野菜 <sup>注9)</sup>	1
ほうれんそう	15
オクラ	0.7
しょうが	0.3
未成熟えんどう	4
未成熟いんげん	3
えだまめ	3
その他の野菜 <sup>注10)</sup>	5
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 <sup>注11)</sup>	0.7
りんご	0.5
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.5
びわ	0.5
もも	0.5
ネクタリン	2
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	2
うめ	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	0.5
ラズベリー	4
ブラックベリー	4
ブルーベリー	4
クランベリー	0.04
ハックルベリー	4
その他のベリー類果実 <sup>注12)</sup>	4
ぶどう	3
かき	1
バナナ	0.04
キウイ	0.2
パパイヤ	0.7
アボカド	0.7
グアバ	0.7
マンゴー	1
パッションフルーツ	0.7
その他の果実 <sup>注13)</sup>	4
ひまわりの種子	0.04
べにばなの種子	0.04
綿実	4
なたね	0.04
その他のオイルシード <sup>注14)</sup>	0.04

注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

イミダクロプリド(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類 <sup>注15)</sup>	0.04
茶	10
コーヒー豆	0.7
カカオ豆	0.05
ポップ	7
その他のスパイス <sup>注16)</sup>	5
その他のハーブ <sup>注17)</sup>	15
牛の筋肉	0.3
豚の筋肉	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注18)</sup> の筋肉	0.3
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分	0.3
豚の食用部分	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 <sup>注19)</sup>	0.3
乳	0.1
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん <sup>注20)</sup> の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分 <sup>注21)</sup>	0.1
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
小麦粉(全粉粒を除く。)	0.02
小麦粉ふすま	0.2
とうがらし(乾燥させたもの)	7

注14)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注16)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注17)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注18)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注19)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注21)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

平成23年5月30日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
乳肉水産食品部会長 山本 茂貴

食品衛生分科会規程第8条第3項に規定する  
乳肉水産食品部会における決定事項の報告について

平成23年2月23日付け厚生労働省発食安0223第7号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく常温保存可能品に係る乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめるとともに、下記のとおり議決し、食品衛生分科会規程第8条第1項の規定により当部会の議決をもって食品衛生分科会の議決としたので、同条第3項の規定に基づき報告する。

記

常温保存可能品に係る乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正については、別紙のとおり改正することが適当である。

## 常温保存可能品に係る乳等省令の改正について

### 1. 経緯

常温保存可能品とは、一般にL1牛乳（ロングライフミルク）等とよばれ、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号、以下「省令」という。）第7条において、「牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであって、食品衛生上摂氏10度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。」と定められており、賞味期限表示の例外として規定とされている。

平成21年9月に消費者庁設置に伴う食品衛生法（昭和22年法律第233号、以下「法」という。）の改正により、法第19条に基づく省令第7条については、消費者庁（内閣府）が所管することになったのを受け、常温保存可能品の認定は内閣総理大臣が担当している\*。

今般、消費者庁において新たに法に基づく表示基準に関する内閣府令を制定することとしていることから、常温保存可能品の必要な改正を行うことについて、厚生労働省から薬事・食品衛生審議会に対して諮問がなされた。

\* 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年法律第49号）附則第5条の規定による経過措置として、「内閣総理大臣」と読み替えて運用している。

### 2. 内閣府令案の内容

省令第7条に規定されている表示規定を新たな内閣府令に移行する。

第7条の規定は概ね移行するが、内閣総理大臣による常温保存可能品の認定規定については、削除する方針である。

### 3. 審議結果

大臣認定の削除により、常温保存可能品の安全性が確保できないおそれがあるため、引き続き安全性を確保する観点から、常温保存可能品の認定については厚生労働大臣が行うこととし、別紙のとおり省令を改正することが適当である。

(参考)

これまでの経緯

- 昭和 60 年 7 月 8 日 乳等省令改正（常温保存可能品に係る規定の制定）  
平成 23 年 2 月 23 日 薬事・食品衛生審議会へ諮問  
平成 23 年 2 月 24 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会

[委員]

- |        |  |
|--------|--|
| 阿南 久   | 全国消費者団体連絡会事務局長                                 |
| 石田 裕美  | 女子栄養大学実践栄養学科長・教授                               |
| 甲斐 明美  | 東京都健康安全研究センター微生物部長                             |
| 木村 凡   | 東京海洋大学食品生産科学科教授                                |
| 小西 良子  | 国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長                            |
| 鈴木 敏之  | 独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所水産物応用開発研究センター衛生管理グループ長  |
| 寺嶋 淳   | 国立感染症研究所細菌第一部第一室長                              |
| 中村 政幸  | 財団法人畜産生物科学安全研究所参与                              |
| 西渕 光昭  | 京都大学東南アジア研究所教授                                 |
| 野田 衛   | 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第四室長                        |
| 林谷 秀樹  | 東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授                      |
| 堀江 正一  | 大妻女子大学家政学部食物学科教授                               |
| 松田 幹   | 名古屋大学大学院生命農学研究科教授                              |
| 山下 倫明  | 独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所水産物応用開発研究センター安全性評価グループ長 |
| ○山本 茂貴 | 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長                           |

(○：部会長)

○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年十二月二十七日厚生省令第五十二号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表</p> <p>一 (略)</p> <p>二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準</p> <p>(1) 牛乳</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 保存の方法の基準</p> <p>a 殺菌後直ちに摂氏十度以下に冷却して保存すること。ただし、常温保存可能品（<u>牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであって、食品衛生上摂氏十度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。以下同じ。</u>）にあつては、この限りでない。</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(三)～(七) (略)</p> <p>三、四 (略)</p>	<p>別表</p> <p>一 (略)</p> <p>二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準</p> <p>(1) 牛乳</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 保存の方法の基準</p> <p>a 殺菌後直ちに摂氏十度以下に冷却して保存すること。ただし、常温保存可能品にあつては、この限りでない。</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(三)～(七) (略)</p> <p>三、四 (略)</p>

## 平成 23 年度輸入食品監視指導計画について

### 経緯

- ・平成 23 年 3 月 8 日

薬事・食品衛生分科会において、平成 23 年度輸入食品監視指導計画（案）について説明実施。

- ・平成 23 年 3 月 29 日

平成 23 年度輸入食品監視指導計画を官報掲載。

## 平成 23 年度輸入食品監視指導計画

我が国に輸入される食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、年間の輸入届出件数が約 182 万件、輸入重量が約 3,060 万トン（平成 21 年度実績）であり、農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率）は約 4 割であり、供給熱量ベースで約 6 割を国外に依存する状況となっている。

これら我が国に輸入される食品等の現状を踏まえ、平成 22 年度において、厚生労働省本省（以下「本省」という。）及び検疫所は、全国の検疫所における食品衛生監視員の増員、検査施設の増築、検査機器の整備による輸入時の検査項目の拡充を図るとともに、モニタリング検査（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 28 条の規定に基づき多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視すること及び法違反が発見された場合に、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的として、年度ごとに計画的に実施する検査をいう。以下同じ。）や検査命令（法第 26 条の規定に基づき法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対して輸入の都度の検査を命じるものをいう。以下同じ。）等の輸入時における監視指導の強化を行った。また、輸出国における対日輸出食品に関する安全対策の適正化を推進するため、計画的に輸出国の食品安全に関する制度調査を実施するとともに、個別問題に係る輸出国との協議及び調査を実施したほか、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等に係る輸出国の安全管理についても現地調査を行った。

さらに、平成 22 年 5 月、日中両国担当大臣により「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」への署名が行われた。また、平成 22 年度の行動計画について合意し、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を促進させていくことで一致した。

平成 22 年 12 月に公表した平成 22 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）では、平成 22 年 4 月から 9 月までの速報値として、輸入届出件数は約 100 万件、輸入重量は約 1,200 万トン、検査件数は輸入届出件数の 12.7% に当たる約 12 万 8 千件であり、うち違反件数は 736 件であった。

平成 23 年度においては、これまでの施策を更に進めるとともに、平成 22 年度のモニタリング検査結果、輸出国の安全管理体制に係る調査結果等を勘案して検査項目等の見直しを行う。また、輸出国段階での原材料管理の検証に資するため、加工食品の残留農薬等に係る試験法を検討するとともに、引き続き農薬等が人の健康を損なうおそれのない量として定められる量を超えて残留する

食品の販売等を原則禁止するいわゆるポジティブリスト制度（以下単に「ポジティブリスト制度」という。）の着実な施行のため、輸入時の検査項目を更に拡充すると同時に、輸出国に対し、生産、製造、加工等（以下「生産等」という。）の段階における安全対策の推進を要請し、必要に応じて、輸出国における残留農薬等管理の確認のため、現地調査を行うこととする。なお、残留農薬等について検査命令の対象となっている食品については、当該輸出国における残留農薬等の管理の不徹底及び使用農薬等の変更の可能性があること、検査命令の対象項目以外の農薬等が基準値を超えて残留する懸念があることから、輸出国における残留農薬等管理の検証を目的として、モニタリング検査を強化することとする。また、おもちゃの規制対象範囲の拡大及び法第6条第2号に該当する食品中のアフラトキシンの検査指標の変更（検査指標をアフラトキシンB1のみから、B1、B2、G1、G2の合計とする）を踏まえ、輸入者に対して定期的な自主検査の実施を指導するとともに、モニタリング検査を拡充することとする。なお、BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保については、現地調査及び輸入時の検査を通じて、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証していくものとする。

これらの取組に加え、引き続き輸入者による輸出国段階における自主的な安全管理を推進するとともに、輸出国における安全対策に関する情報収集の推進に努めていくこととする。

## 1 目的

本計画は、輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。

## 2 本計画の適用期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

## 3 輸入食品等の監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条において、食品の安全性の確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行われなければならないとされている。この観点から、輸入食品等の安全性確保については、輸出国における生産等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、次の措置を講ずる。

- (1) 本省は、輸出国の生産等の段階における安全対策を推進するため、我が国の食品安全規制に関する情報を在京大使館及び輸入者へ提供する。また、輸出国との二国間協議、現地調査、技術協力等を実施する。
- (2) 本省は、特定の国若しくは地域又は特定の者により製造等がなされた輸

入食品等について、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認める場合には、法第8条又は法第17条の規定に基づく包括的輸入禁止措置を講ずる。

- (3) 本省は、法違反を繰り返すなどの輸入者に対し、法違反の原因を改善させることを目的として指導するとともに、法第55条第2項の規定に基づく輸入者の営業の禁止又は停止（以下「輸入者の営業の禁停止処分」という。）を命ずる。
- (4) 検疫所は、法第27条の規定に基づく輸入届出等により、法第11条又は法第18条の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）をはじめとする法への適合について確認する。
- (5) 検疫所は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視するため、モニタリング検査を計画的に実施する。
- (6) 検疫所は、食品衛生上の危害の発生防止のため、法第26条の規定に基づき、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、検査を命ずる。
- (7) 検疫所は、輸入者が食品等事業者の責務として、自主的な安全管理を推進するため、講習会の開催及び輸入前指導の取組を行う。
- (8) 本省及び検疫所は、法違反が判明した際には、廃棄指導等の措置を講ずるとともに、違反事例の公表や輸入者への指導等、再発を防止するための措置を講ずる。
- (9) 輸入後の国内流通段階においては、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が監視指導を行うとともに、違反発見時には、本省、検疫所、都道府県等は連携を図り、輸入者による回収等が適確かつ迅速に行われるよう措置を講ずる。

#### 4 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

- (1) 法第27条の規定に基づく輸入届出による確認  
検疫所は、法第27条の規定に基づく輸入届出がされた食品等について、法第6条各号、法第9条第2項又は法第16条に該当する食品等でないこと、法第8条第1項又は法第17条第1項の規定に基づき輸入が禁止された食品等でないこと、法第10条の規定に基づき定められた添加物であること及び規格基準に適合していることについて、輸入者による輸入届出のほか、必要に応じて輸出国政府の発行する証明書、輸入者からの報告徴収等により確認する。
- (2) 法第28条の規定に基づくモニタリング検査  
検疫所が実施するモニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品安

全の状況について幅広く監視し、法違反が発見された場合には輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的とする。

#### ① モニタリング計画の策定

本省は、重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、違反率、輸入届出件数及び輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、モニタリング検査の検査件数及び検査項目（以下「モニタリング計画」という。）を定める。また、ポジティブリスト制度を着実に施行するため、農薬等の海外における規制状況、使用状況、検出事例等を勘案しモニタリング計画を策定する。

さらに、輸出国制度、輸出国内における回収や健康被害等の情報調査の結果、当該国における対日輸出品の安全管理の適切な実施が確認された食品については、モニタリング検査の検査件数を見直す。

平成 23 年度のモニタリング計画は、別表第 1 のとおりとする。

#### ② モニタリング検査の計画的な実施

検疫所は、モニタリング計画に規定された件数の検査を実施するために、本省により割り当てられた検査件数について年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

本省は、モニタリング計画に基づく検査の実施状況について適宜点検を行い、検疫所に対して必要な指示を行うとともに、輸入状況等の変化により、検疫所ごと又は食品群ごとの検査計画の実施が困難と判断する場合等にあつては、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じ当該年度中にモニタリング計画の見直しを行う。

#### ③ モニタリング検査の強化等

本省は、生産国等における食品等の回収や健康被害発生に関する情報を得た場合、モニタリング検査等により法違反が発見された場合又は都道府県等の監視指導において法違反が発見された場合にあつては、必要に応じ検疫所に対して当該輸入食品等に対する検査の強化を指示する。

なお、本省は、残留農薬等に係る検査の強化については、輸出国における残留農薬等の管理体制を踏まえ、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能となるよう、当該輸入食品等及び検査項目に係るモニタリング検査の検査率を引き上げて一定期間継続して実施する。

また、モニタリング検査強化日から 1 年間を経過し又は 60 件以上の検査を実施して同様の違反事例がない場合は、通常の監視体制とする。

#### (3) 法第 28 条の規定に基づくモニタリング検査以外の行政検査

検疫所は、輸入届出の内容を踏まえ、モニタリング計画に基づく検査以外にも、初回輸入時の検査、輸送途中で事故が発生した場合の検査等、必

要に応じて輸入食品等の検査を実施する。

(4) 法第 26 条の規定に基づく検査命令

① 検査命令の発動

本省は、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生防止を図るため必要があると認める場合に、輸入の都度、輸入者に対し検査命令を発動する。

なお、検査命令対象への追加の公表に当たっては、健康影響についてわかりやすく説明するよう努める。

- i 輸出国や我が国において健康被害が発生している場合又は健康被害が発生するおそれのある場合には、同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等について直ちに検査命令の対象とする。
- ii 残留農薬等について、同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等に対するモニタリング検査等の結果、法違反が複数回発見された場合には、輸出国における規制及び安全管理体制の状況、当該輸入食品等の法遵守の履歴等を勘案した上で、当該輸入食品等の全部又は一部を検査命令の対象とする。

② 検査命令の解除

法違反の食品等が我が国に輸出されるおそれがないと認められる場合にあっては、検査命令を解除し、通常の監視体制とする。

- i 輸出国における原因究明及びそれに対応した輸出国での新たな規制、農薬等の管理状況や検査体制の強化等の再発防止対策の確立がなされた場合には、二国間協議、現地調査又は輸入時検査によりその有効性が確認され次第、検査命令を解除する。
- ii 残留農薬等に係る検査命令対象食品等であつて、検査命令通知日から2年間を経過し違反事例がないもの、又は1年間を経過し違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上あるものについては、検査命令を一時的に解除する。その後、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能となるよう、当該輸入食品等及び検査項目に係るモニタリング検査の検査率を引き上げて一定期間継続して検査し、違反事例がない場合には検査命令を解除する。（ただし、当該モニタリング検査強化期間中に違反が発見された場合には、直ちに検査命令を発動する。）

(5) 法第 8 条又は法第 17 条の規定に基づく包括的輸入禁止措置

特定の国若しくは地域又は特定の者により製造等がなされた輸入食品等について、当該輸入食品等の検査件数全体に対する違反率が概ね5%以上であること、生産地における食品衛生上の管理の状況等からみて引き続き法に違反する食品等が輸入されるおそれがある場合において、人の健康を

損なりおそれの程度等を勘案して、当該輸入食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴き、輸入禁止措置を講ずる。

(6) 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応

本省は、輸入食品等の安全性確保のため、関係府省と連携しながら海外における食品安全上の問題について輸出国政府等からの情報を入手し、主な事例については厚生労働省のホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に掲載する。また、我が国への法違反の食品等の輸入の可能性がある場合にあっては、当該食品等の我が国への輸入状況を調査し、輸入実績がある場合には、関係する検疫所又は都道府県等によるその流通・在庫状況の調査及び必要に応じ輸入者等に対する検査、回収等を指示するとともに、検疫所に検査の強化を指示し、対応状況について公表する。

5 輸出国における安全対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反の未然防止を図るため、以下の取組により輸出国における安全対策の推進を図る。

(1) 我が国の食品安全規制等の周知

本省は、ホームページにおいて、我が国の食品安全規制、検査命令の対象食品等及びモニタリング検査が強化された食品等の法違反事例、本計画及びその監視指導の結果を英語により情報提供を行う。

また、在京大使館等に対する規格基準等改正時における説明会、独立行政法人国際協力機構が実施する食品安全規制に関する研修会等を通じて、輸出国の政府担当者、輸出国の生産者、製造者、加工者等（以下「生産者等」という。）に対し、これらの情報の周知を図る。

(2) 二国間協議、現地調査等

本省は、輸入時に検査命令が実施されている食品等のほか、法違反の可能性が高い食品等については、輸出国政府等に対し、違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立について二国間協議等を通じて要請し、輸出国の生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図る。

平成 22 年度においては、カビ毒等の有毒な又は有害な物質の含有等による法第 6 条違反や、残留農薬等に係る法第 11 条違反等の事例が違反事例の大多数を占めたことから、平成 23 年度においては、当該違反事例の多い国を中心に積極的に安全対策を要請するとともに、ポジティブリスト制度の円滑な実施や輸入牛肉等の安全確保のため、輸出国における生産等の段階での安全対策の検証が必要な場合には、専門家を派遣し、積極的に当該輸出国における対策の確認を行う。また、計画的に輸出国の対日輸出食品の

安全対策に関する情報を収集するとともに、現地調査により輸出国の対策の推進を図る。さらに、「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中間における食品の安全性向上のため、実務者レベル協議及び現地調査を実施する。

(3) 技術協力等

本省及び検疫所は、残留農薬等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力を行う。また、「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、必要に応じ日中相互の技術専門家を派遣し、シンポジウムを開催する。

6 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導に関する事項

輸入者を含む食品等事業者の責務として、食品安全基本法第8条において、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じることとされている。また、法第3条第1項において、自らの責任において輸入食品等の安全性を確保するため、必要な知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施等の措置を講じよう努めなければならないこととされている。

これらを踏まえ、法違反の未然防止を図るため、検疫所は、輸入者に対し、以下の指導等を通じて、自主的な安全管理の推進を図る。

(1) 輸入者に対する基本的な指導事項

法に基づく輸入手続、検査制度、規格基準、添付が義務付けられている衛生証明書等の食品安全上の規制や輸入者の責務等について周知を図る。

また、輸入者の自主的な安全管理を推進する観点から、輸入食品等の違反情報、新たに制定された規格基準及び輸出国の食品安全に関する規制を輸入者に対し適時適切に提供するとともに、輸入者が自ら輸入食品等の安全性確保に努めるよう、講習会、輸入届出時等において指導を行う。

輸入者に対する基本的な指導事項は、別表第2のとおりとし、輸入者が取り扱う具体的な輸入食品等の輸出国、品目に応じ、更に必要な事項について指導を行う。特に加工食品にあつては、「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)(平成20年6月5日付け食安発第0605001号)」に基づき、輸入者に対し、輸出国の食品安全関連規制の整備及び施行の状況や製造者の安全管理の水準等を勘案して、輸出国での生産等の段階において必要な確認を行うよう指導する。

また、輸入する食品等が輸出国において違法に生産等されたものではないこと、原材料、添加物、製造方法、検査データ等が法に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。

併せて、生産者等を通じて入手した正確かつ最新の情報に基づく適正な輸入届出を行うよう指導するとともに、特に継続的に輸入する場合にあっては、原材料や製造方法等に変更がないこと、届出時に提示する自主検査等の成績と届出貨物の同一性が確保されていることを十分確認するよう指導する。

さらに、規格基準の改正、検査強化、販売の禁止措置等がなされた場合にあっては、輸入者に対し情報提供する。

## (2) 輸入前指導の実施

輸入者に対し、6の(1)の指導事項を踏まえ、生産者等から必要な資料を入手するなど、事前に輸入する食品等の安全性や、薬事法(昭和35年法律第145号)により規制される医薬品成分の含有の有無等を確認するよう指導する。特に輸入者が、食品等を我が国に初めて輸入しようとする場合、同種の食品で違反事例のあるものについては、事前に検疫所の輸入食品相談指導室等に相談するよう、ホームページや講習会の実施等を通じて周知する。

また、輸入前の自主検査の実施を推進する観点から、当該検査結果を4の(1)の検疫所の確認の際に活用する。

## (3) 輸入前指導による法違反発見時の対応

輸入者による事前の安全性の確認の結果、輸入食品等が法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導する。

また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査により確認するよう指導する。

## (4) 自主検査の実施

初回輸入時においては、輸入食品等の規格基準や添加物等の使用状況に基づき、当該輸入食品等が法に適合していることの確認のために必要な検査項目について自主検査を行うよう指導する。継続的に輸入する場合にあっては、その輸入頻度等を踏まえ、(1)の指導事項を踏まえ、定期的に当該輸入食品等の規格基準、添加物等の使用状況を確認し、同種の食品の違反情報等も参考としながら、自主検査を行うよう指導する。

## (5) 輸入食品等の記録の作成及び保存

「食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)(平成15年8月29日付け食安発第0829001号)」を踏まえ、輸入者に対し、輸入食品等の流通状況についての確認が常時行えるよう、食品等に関する輸入や販売状況の記録等の適正な作成及び保存に努めるとともに、法違反が発見された場合において、関係する検疫所又は都道府県等に当該情報を

速やかに提供することが可能となるよう指導する。

- (6) 輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者の食品安全に関する知識の向上  
輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、(1)～(5)の指導事項等についての説明会を開催するとともに、関係団体等が開催する講習会においても検疫所から担当者を積極的に派遣することにより、事業者の食品安全に関する知識の習得に努め、輸入食品等の安全性が確保されるよう指導する。
- また、必要に応じ、輸入者に対し、適正な期限表示などの表示内容について輸入者の所在地を管轄する都道府県等へ事前に相談することを促すなど、情報提供を行う。

## 7 法違反等が判明した場合の対応

### (1) 輸入時の検査等で法違反が発見された場合

輸入届出のあった検疫所、本省及び都道府県等は、相互に連携を図り、輸入者に対する廃棄、積戻し又は食用外用途への転用（以下「廃棄等」という。）や迅速な回収を指示する。また、本省においては、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

#### ① 法違反が判明した食品等が通関前の場合

検疫所は、輸入者に対し、廃棄等を指示するとともに、措置状況について報告を求める。

#### ② 法違反が判明した食品等が通関後の場合

輸入者の所在地を管轄する都道府県等は、輸入者に対し、回収等を指示するとともに、措置状況について報告を求める。

このため、都道府県等による回収等の指示が円滑に行われるよう、検疫所は、本省に法違反の輸入食品等に係る輸入時におけるロット構成、輸入者の名称、所在地その他の必要な情報（以下「法違反の輸入食品等に係る情報」という。）を速やかに報告するとともに、本省は、輸入者の所在地を管轄する都道府県等に対し、輸入者による回収等の措置が適切に講じられるよう通報する。

なお、検疫所は、輸入者に対し、法違反の輸入食品等の廃棄等の措置を講ずるよう暫定的に指導するとともに、当該輸入者の所在地を管轄する都道府県等の指示に従うよう指導する。また、本省は、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づき、内閣府との情報共有を図る。

### (2) 国内流通時の検査等で法違反等が発見された場合

本省は、都道府県等の収去検査（法第28条第1項の規定に基づく収去又は検査をいう。）や販売者等の自主検査等により、国内流通時に輸入食品等の法違反が発見された旨の連絡を受けた場合は、検疫所に対して法違反

の輸入食品等に係る情報の提供を行うとともに、当該情報に基づき輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。また、輸入食品等に起因する健康被害の情報があった場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、以後輸入される食品等については検疫所に対し、国内流通している食品については都道府県等に対し通報し、必要な措置を講ずる。

(3) 再発防止のための輸入者への指導等

検疫所は、法違反のあった輸入者に対し、法違反の再発を防止するため、以下の事項について報告を求める。

① 違反原因の調査及び報告

当該食品等の違反原因の調査を求め、結果が判明次第、報告を求める。法違反が発覚して3ヵ月を経過しても違反原因が判明しない場合にあつては、調査の進捗状況の報告を求める。

② 輸入再開時の改善結果報告

同一製品を再度輸入する場合にあつては、①の原因の調査を求め、改善が図られたことを確認するほか、必要に応じ、輸入者自らによる現地での調査、法違反となった項目の輸出国における検査等により検証するとともに、改善結果について報告を求める。

(4) 法第55条の規定に基づく輸入者の営業の禁停止処分

本省は、食品の安全性の確保の観点から、法違反を繰り返す輸入者又は法違反により健康被害を発生させた若しくは発生させるおそれを生じさせた食品等の輸入者などに対し、法違反の原因を改善させ、法違反の再発を防止させ、その他衛生上の必要な措置を講じさせることを目的として、輸入者の営業の禁停止処分を命ずる。

また、本省は、「食品衛生法第55条第2項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分の取扱い指針（ガイドライン）（平成18年1月10日付け食安発第0110003号）」に基づき、違反率が概ね5%を超え、輸入者の営業の禁停止処分の検討対象となった輸入者に対しては、法違反を繰り返すことのないよう指導する。検疫所は、違反内容に応じて当該輸入者が輸入する食品についてモニタリング検査を強化し、当該輸入者が講じた再発防止措置を検証する。

(5) 悪質な事例の告発

検疫所は、虚偽の輸入届出や法違反又はその可能性の高い食品等の不正輸入など、犯罪があると思料するときは、告発するとともに、当該告発内容について、適時公表を行う。

(6) 違反事例の公表

本省は、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した輸入者（違反が軽微であつて、

当該違反について直ちに改善が図られた輸入者は除く。)の名称、対象輸入食品等の違反情報をホームページに速やかに掲載し、公表する(名称については1年間に限り公表する。)。なお、違反者の名称等の公表に併せ、違反食品の回収、廃棄等の措置状況、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表する。

## 8. 国民への情報提供

本省及び検疫所は、ホームページ等により輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民へ提供する。

### (1) モニタリング計画等に関する情報の提供

検疫所は、輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、本計画に基づく監視指導を円滑に実施できるよう、モニタリング計画、検査命令、検査の強化等に関する通知等を周知する。

また、本省は、モニタリング計画、検査命令の発動、検査の強化等に関する情報について公表する。

### (2) 二国間協議及び現地調査に関する情報の提供

本省は、輸出国の安全対策の推進等のため実施した、二国間協議及び現地調査に関する情報について公表する。

### (3) 本計画に基づく監視結果の公表

本省は、モニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等の本計画に基づく監視指導の実施状況について、翌年度の6月を目途に公表する。また、4月から9月までの年度途中の状況についても11月を目途に公表する。

### (4) 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

本省は、食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについて、都道府県及び他省庁と連携し、計画の内容、輸入食品等の監視指導の状況等を、消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行い、食品等の安全性について適切に理解されるよう努める。

### (5) その他

検疫所は、一般消費者を対象とした見学の受入れ等、輸入食品等の監視指導の現状について、国民の理解を得るよう努める。

## 9. その他監視指導の実施のために必要な事項

### (1) 食品安全に関する人材の養成、資質の向上

本省は、検疫所で監視指導や試験検査に従事する食品衛生監視員に対し、食品安全に関する知識及び技術の習得に係る研修を実施する。

(2) 検疫所が実施する食品等の試験検査に係る点検

本省は、地方厚生局の助言を得てモニタリング検査等が適正に実施されるよう、検疫所の試験検査の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

別表第1

食品群	検査項目 <sup>※1</sup>	項目別件数 <sup>※2</sup>	延検査件数 <sup>※2</sup>
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,200	4,830
	残留農薬	1,900	
	成分規格等	700	
	放射線照射	30	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,200	7,510
	残留農薬	1,000	
	添加物	1,200	
	成分規格等	3,100	
	放射線照射	10	
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,700	5,630
	残留農薬	2,000	
	添加物	200	
	成分規格等	700	
	放射線照射	30	
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	4,100	13,720
	残留農薬	3,200	
	添加物	1,900	
	成分規格等	4,500	
	放射線照射	20	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	1,000	18,410
	残留農薬	12,000	
	添加物	1,100	
	成分規格等	1,300	
	カビ毒	2,800	
	遺伝子組換え食品	200	
	放射線照射	10	
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	300	20,850
	残留農薬	11,200	
	添加物	4,400	
	成分規格等	1,800	
	カビ毒	2,600	
	遺伝子組換え食品	100	
	放射線照射	450	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	500	5,100
	添加物	3,000	
	成分規格等	900	
	カビ毒	700	
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	350	2,250
	添加物	1,000	
	成分規格等	800	
	カビ毒	100	
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	2,800	2,800
検査強化食品分 <sup>※3</sup>	抗菌性物質等、残留農薬、添加物、成分規格等、カビ毒、遺伝子組換え食品、放射線照射	5,000	5,000
総計(延数) <sup>※2</sup>			86,100

※1: 検査項目の例

- ・抗菌性物質等: 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬: 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物: 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・成分規格等: 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌O157、リステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒: アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品: 安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ・放射線照射: 放射線照射の有無

※2: 検査件数は、抗菌性物質、残留農薬等の検査項目別の延検査件数の概数を示したもの。

※3: 輸入時の違反事例や海外情報等に基づき、本計画実施中に検査頻度を強化して行うもの。

別表第2

	輸入時における危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時の確認事項
食品等一般 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害、有毒物質の含有</li> <li>腐敗、変敗及び不潔・異物の混入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料の受け入れ、製造・加工工程等における有害、有毒物質等の混入防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による有害、有毒物質等の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故・不適切な温度管理等による腐敗、変敗がないこと</li> <li>塩蔵等の食品等を長期間屋外に保管することがないこと</li> <li>倉庫等で使用する殺虫剤等の薬剤による汚染がないこと</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>病原微生物による汚染</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病原微生物による汚染防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による病原微生物の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定外添加物の使用</li> <li>添加物の対象外使用、過量使用等使用基準不適合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料に使用されている添加物を含め、指定外添加物が使用されていないこと</li> <li>使用基準に適合しない添加物が使用されていないこと、また、使用量等が適量であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による指定外添加物が含有していないこと、添加物の使用基準等の適合の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格基準不適合 (清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成分規格、製造・加工基準等の規格基準に適合していること</li> <li>放射線照射による殺菌等が行われていないこと (ばれいしょの芽止めを除く。)</li> <li>製造工程、製品に使用されている原材料及び添加物の正確な名称・割合等の生産・製造者への確認</li> <li>必要に応じ、最終製品の試験検査による食品衛生法の適合の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造工程、原材料等に変更がないこと</li> <li>定期的な試験検査による成分規格等の適合の確認</li> <li>最終製品の試験検査による食品衛生法の適合の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存基準の遵守</li> <li>事故の有無</li> </ul>
農産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> <li>アフラトキシン、パツリン等のカビ毒 (穀類、豆類、香辛料、りんごジュース等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収穫時及び輸送・保管時におけるカビの発生防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査によるカビ毒の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カビの発生を防止するための適切な温度、湿度等の管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>シアン配糖体等の自然毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然毒の有無の確認</li> <li>製造・加工等により自然毒を除去できる対策を講じていること</li> <li>有害、有毒植物の混入防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による自然毒の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射能汚染 (きのこ、ハーブ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採取地域が放射能汚染地域でないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による放射能濃度の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>腸管出血性大腸菌 O157 等の病原微生物 (生食用野菜)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病原微生物による汚染防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な試験検査による病原微生物の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留農薬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の使用状況</li> <li>・加工品の原材料は、残留基準に適合していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫前、収穫後における農薬の適正な用法、用量の遵守</li> <li>・定期的な試験検査による残留農薬の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫後における農薬の使用の有無</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性未審査の遺伝子組換え食品 (とうもろこし、パパイヤ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝子組換え食品の承認の有無</li> <li>・安全性未審査の遺伝子組換え食品の混入防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による安全性未審査の遺伝子組換え食品が混入していないことの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用 (生鮮野菜)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着色料、漂白剤等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による添加物の確認</li> </ul>	
畜産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腸管出血性大腸菌 O157、リステリア菌等の病原微生物 (食肉、ナチュラルチーズ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病原微生物による汚染防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による病原微生物の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能汚染 (トナカイ肉、ビーフェキス等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産地域が放射能汚染地域でないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による放射能濃度の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生証明書の不備 (食肉、食肉製品)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産国及び輸出国政府機関が発行する衛生証明書の記載事項</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生証明書の確認</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛海綿状脳症 (牛肉及び牛由来製品)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産地域が輸入禁止対象国・地域でないこと</li> <li>・特定危険部位を含まないこと</li> <li>・輸入禁止対象国・地域由来の牛肉等の混入・使用がないこと</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛海綿状脳症 (めん羊肉、山羊肉等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産地域が牛海綿状脳症発生国でないこと</li> <li>・特定危険部位をふくまないこと</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬、動物用医薬品、飼料添加物の使用状況</li> <li>・加工品の原材料は、残留基準に適合していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物用医薬品、飼料添加物の適正な用法、用量、休薬期間等の遵守</li> <li>・定期的な試験検査による残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用 (食肉)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着色料等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な試験検査による添加物の確認</li> </ul>	

水産物及びその加工品	・腸炎ビブリオ等の病原微生物 (切り身、むき身の生食用鮮魚介類等)	・加工場で使用される洗浄水等の病原微生物による汚染防止対策 ・加工基準の遵守	・定期的な試験検査による病原微生物の確認	・保存基準の遵守 ・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	・生食用かきの成分規格、加工基準、保存基準不適合	・我が国と同等の加工基準であることが確認された国であること	・定期的な試験検査による成分規格の適合の確認	・保存基準の遵守
	・下痢性・麻痺性貝毒 (貝類)	・貝毒の監視が適切に行われている海域から採取された貝類であること	・定期的な試験検査による貝毒の確認	
	・有毒フグの混入	・輸入が認められている魚種であること ・魚種鑑別による異種フグの混入防止対策		・輸出国政府機関が発行する証明書の確認 ・魚種鑑別による異種フグの混入がないことの確認
	・シガテラ毒魚等の有毒魚の混入 (南方産ハタ、ブダイ、カマス等)	・漁獲海域の確認 ・魚種鑑別による有毒魚の混入防止対策		・魚種鑑別による有毒魚の混入がないことの確認
	・残留動物用医薬品、残留飼料添加物	・動物用医薬品の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること	・動物用医薬品、飼料添加物の適切な用法、用量、休薬期間等の遵守 ・定期的な試験検査による残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認	
・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用 (鮮魚介類等)	・着色料、一酸化炭素等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと	・定期的な試験検査による添加物の確認	・鮮紅色等の有無の確認	
いわゆる健康食品	・医薬品成分の含有	・薬事法上の医薬品成分を含まないこと ・輸出国における食経験等	・試験検査による医薬品成分を含まないことの確認	
添加物及びその製剤	・指定外添加物の使用 ・規格基準不適合	・添加物の正確な名称、基原物質、抽出溶媒の種類 ・添加物製剤の場合、それぞれの正確な名称と割合 ・指定外添加物が使用されていないこと ・成分規格、製造基準等の規格基準に適合していること	・定期的な試験検査による成分規格の確認	・保存基準の遵守
器具及び容器包装、おもちゃ	・規格基準不適合	・材質、形状、色柄、対象年齢、用途の確認 ・原材料の一般規格、材質別規格、用途別規格、製造基準等の規格基準に適合していること	・定期的な試験検査による原材料一般の規格、材質別規格等の確認	